

# 平成30年度第3回臨時総代会議案

平成31年3月8日



大分県農業共済組合



# 臨時総代会次第

## 1. 開 会

臨時総代会成立宣言

## 2. 挨拶

組合長

## 3. 議長選任

議事録署名人及び書記の指名

## 4. 議 事

- 第 1号議案 組合定款並びに事業規程等の一部改正について
- 第 2号議案 畑作物共済に係る危険段階別共済掛金率の設定について
- 第 3号議案 平成 30 年度事業計画の変更について
- 第 4号議案 平成 30 年度事務費賦課金の額の一部変更について
- 第 5号議案 平成 31 年度事務費賦課金の額及び徴収方法について

附 帯 決 議

## 5. 報告事項

- 報告事項 1 平成 30 年度事業実績（見込）について
- 報告事項 2 平成 31 年度事業計画素案（骨子）について
- 報告事項 3 建物共済連合会等保有責任部分に係る再保険事業の仕組みについて

## 6. 閉 会



## 第 1 号議案 組合定款並びに事業規程等の一部改正について

定款第 21 条第 1 号及び第 2 号等の規定により、組合定款並びに事業規程及び家畜診療所運営規則の一部を以下の通り改正することについて、総代会の議決を求める。

### 改正の要旨

農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）について、幅広い農業者の農業共済への加入を促進し、農業経営の安定が図られるよう加入要件等の見直しが行われたことに対応する改正

#### 1 定款

園芸施設共済に係る組合員資格の特定園芸施設設置面積の下限を 2 アールから 50 平方メートルへ変更

#### 2 事業規程

##### (1) 事務費賦課金の見直し

掛金・賦課金徴収の大勢が口座振替に移行していることに鑑み、掛金・賦課金合計での端数処理を行わないこととする。（任意共済は除く。）

##### (2) 収穫共済の加入申し込み期間の緩和

農作物共済、果樹共済、畑作物共済について、加入申込期間に申し込むことが困難な場合には、それ以前に申し込むことを可能とする。

##### (3) 家畜共済に関する事故除外方式の見直し

①搾乳牛及び育成乳牛について、繁殖能力を失う事故及び泌乳能力を失う事故の追加

②牛について、火災、伝染病又は自然災害による廃用以外の廃用事故の追加

##### (4) 果樹共済の共済目的の類区分の削除

農水省及び県の指導により、栽培のない類区分を削除

##### (5) 園芸施設共済に関する見直し

①全棟加入要件の適用除外について経過年数（告示により規定）が耐用年数を相当程度経過した施設で農業者の申出があったものを追加

②小損害不填補の基準金額に 50 万円・100 万円を追加し、農業者の単位で同一の基準金額の設定を行う方法を園芸施設単位でそれぞれの基準金額の設定を行う方法に改正

### 3 家畜診療所運営規則

- (1) 平成 31 年 1 月 1 日より改正制度が実施されたこと並びに家畜共済勘定から家畜診療所勘定が分離独立することに伴う関係条文及び字句の削除、訂正を改正の要旨とするもの。
- (2) 平成 32 年 1 月より組合家畜診療所利用に係る診療費の一部が加入者負担（診療費の 10%相当額）となることに関し関係条文を改正するもの。

## 大分県農業共済組合定款一部改正新旧対照表

(注) 下線部は変更部分を示す

改 正 後	現 行
<p>(組合員の資格)</p> <p>第9条 この組合の組合員たる資格を有する者は、次のいずれかに該当する者で、この組合の区域内に住所を有するもの（農業共済資格団体（法第20条第2項の農業共済資格団体をいう。以下同じ。）にあっては、その構成員の全てがこの組合の区域内に住所を有するもの）とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 園芸施設共済について事業規程に定める共済目的の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの(当該特定園芸施設の設置面積(屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。)の合計が<u>50平方メートル</u>以上である者に限る。)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(組合員の資格)</p> <p>第9条 この組合の組合員たる資格を有する者は、次のいずれかに該当する者で、この組合の区域内に住所を有するもの（農業共済資格団体（法第20条第2項の農業共済資格団体をいう。以下同じ。）にあっては、その構成員の全てがこの組合の区域内に住所を有するもの）とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 園芸施設共済について事業規程に定める共済目的の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの(当該特定園芸施設の設置面積(屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。)の合計が<u>2アール</u>以上である者に限る。)</p> <p>(6) (略)</p>

### 附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日又は平成31年4月1日のいずれか遅い日から施行し、施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

## 大分県農業共済組合事業規程一部改正新旧対照表

(注) 下線部は変更部分を示す

改 正 後	現 行
<p>(事務費の賦課)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 <u>前2項</u>の規定による賦課金と当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の組合員ごとの合計金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>6 ～ 8 (略)</p> <p>(通知義務)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書(第2条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類)を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。<u>以下同じ。</u>)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によるものを除く。)に係る通知については、この限りでない。</p> <p>6 ～ 11 (略)</p> <p>(共済関係の成立)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申し込みは、次に掲げる期間に行うものとする。<u>た</u></p>	<p>(事務費の賦課)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 <u>第1項</u>の規定による賦課金と当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の組合員ごとの合計金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>6 ～ 8 (略)</p> <p>(通知義務)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書(第2条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類)を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によるものを除く。)に係る通知については、この限りでない。</p> <p>6 ～ 11 (略)</p> <p>(共済関係の成立)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申し込みは、次に掲げる期間に行うものとする。</p>

だし、当該期間における申込みが困難である場合等にあつては、次に掲げる申込開始日前に申込みを行うことができるものとする。

- (1) ・ (2) (略)  
(共済事故の一部除外)

第 53 条 この組合との間に包括共済家畜区分(死廃)(群単位肉豚を除く。この条において同じ。)に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する 2 週間前までに、この組合に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による廃用以外の廃用 ハ 第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる場合における廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

- (1) ・ (2) (略)  
(共済事故の一部除外)

第 53 条 この組合との間に包括共済家畜区分(死廃)(群単位肉豚を除く。この条において同じ。)に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する 2 週間前までに、この組合に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 (新設)  (新設)
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死

	<p>ロ <u>火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用</u></p> <p>ハ <u>第2条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用</u></p>
繁殖用雌馬、育成・肥育馬	<p><u>火災、伝染性の疾病は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</u></p>
種豚	<p>次に掲げるいずれかの共済事故</p> <p>イ <u>火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</u></p> <p>ロ <u>第2条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用</u></p>
特定肉豚	<p>火災、伝染性の疾病（<u>家畜伝染病予防法第四条第一項に規定する届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するものに限る。</u>）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡</p>

2 ・ 3 （略）  
 （共済関係の成立）  
 第87条 （略）

2 前項の規定による申込みは、収穫共済にあつては第1号に掲げる期間、樹体共済にあつては第2号に掲げる期間に行うものとする。ただし、当該期間における申込みが困難である場合等にあつては、次に掲げる申込

	<p>亡及び廃用以外の死亡及び廃用          （新設）</p> <p>ロ <u>第2条第2項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用</u></p>
（新設）	
（新設）	
特定肉豚	<p>火災、伝染性の疾病（<u>家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病及び農林水産大臣が指定する同法第4条第1項の届出伝染病に限る。</u>）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡</p>

2 ・ 3 （略）  
 （共済関係の成立）  
 第87条 （略）

2 前項の規定による申込みは、収穫共済にあつては第1号に掲げる期間、樹体共済にあつては第2号に掲げる期間に行うものとする。

開始日前に申込みを行うことができるものとする。

(1) ・ (2) (略)

3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の申込期間は前項の規定にかかわらず次に掲げる期間とする。ただし、当該期間における申込みが困難である場合等にあつては、次に掲げる申込開始日前に申込みを行うことができるものとする。

(1) ～ (7) (略)

(引受方式の選択方法)

第93条 うんしゅうみかん、かんきつ類の果実（うんしゅうみかんを除く。以下同じ）、ぶどう及びなしに係る果樹共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類<sup>の</sup>全てについて地域インデックス方式及び災害収入共済方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、地域インデックス方式を選択するときは第2区分、当該共済目的の種類<sup>の</sup>全部又は一部について災害収入共済方式を選択するときは第3区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺減収方式及び全相殺品質方式に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
なし	第1区分	1類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2類	中生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相

(1) ・ (2) (略)

3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の申込期間は前項の規定にかかわらず次に掲げる期間とする。

(1) ～ (7) (略)

(引受方式の選択方法)

第93条 うんしゅうみかん、かんきつ類の果実（うんしゅうみかんを除く。以下同じ）、ぶどう及びなしに係る果樹共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類<sup>の</sup>全てについて地域インデックス方式及び災害収入共済方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、地域インデックス方式を選択するときは第2区分、当該共済目的の種類<sup>の</sup>全部又は一部について災害収入共済方式を選択するときは第3区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺減収方式及び全相殺品質方式に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
なし	第1区分	1類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
		2類	中生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相

			殺方式及び樹園地方式
	3類	晩生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
第2区分	4類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
	(削除)	(削除)	(削除)
第3区分	6類		災害収入共済方式

2 (略)  
 (共済関係の成立)  
 第113条 (略)  
 2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。ただし、当該期間における申込みが困難である場合等にあつては、次に掲げる申込開始日前に申込みを行うことができるものとする。  
 (1) ・ (2) (略)  
 (共済関係の成立)  
 第135条 (略)  
 2 組合員が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）の全てについてするものとする。  
 (1) ～ (5) (略)  
(6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えてお

			殺方式及び樹園地方式
	3類	晩生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
第2区分	4類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
	5類	<u>西洋なしの品種のなし</u>	<u>地域インデックス方式</u>
第3区分	6類		災害収入共済方式

2 (略)  
 (共済関係の成立)  
 第113条 (略)  
 2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。  
 (1) ・ (2) (略)  
 (共済関係の成立)  
 第135条 (略)  
 2 組合員が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）の全てについてするものとする。  
 (1) ～ (5) (略)  
 (新設)

<p><u>り、かつ、組合員が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。</u></p> <p>(小損害不填補の基準金額)</p> <p>第 145 条 組合員は、<u>特定園芸施設ごとに</u>、共済金の支払条件に係る損害の額を、次に掲げる金額から申し出るものとする。<u>なお、第 4 号又は第 5 号の金額を選択する場合にあっては、当該特定園芸施設の共済価額が第 4 号又は第 5 号の金額を超えているものとする。</u></p> <p>(1) 3 万円 (共済価額の 20 分の 1 に相当する金額が 3 万円に満たないときは、当該相当する金額)</p> <p>(2) 10 万円</p> <p>(3) 20 万円</p> <p><u>(4) 50 万円</u></p> <p><u>(5) 100 万円</u></p>	<p>(小損害不填補の基準金額)</p> <p>第 145 条 組合員は、共済金の支払条件に係る損害の額を、次に掲げる金額から申し出るものとする。<u>この場合において、当該組合員の申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。</u></p> <p>(1) 3 万円 (共済価額の 20 分の 1 に相当する金額が 3 万円に満たないときは、当該相当する金額)</p> <p>(2) 10 万円</p> <p>(3) 20 万円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

附 則

- 1 この規程の変更は、大分県知事の認可のあった日又は平成31年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第16条及び第53条の変更規定 大分県知事の認可のあった日又は平成31年7月1日のいずれか遅い日
  - (2) 第135条及び第145条の変更規定 大分県知事の認可のあった日又は平成31年9月1日のいずれか遅い日
- 2 変更後の第16条及び第53条の規定は、附則第1項第1号に規定する施行日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 135 条及び第 145 条の規定は、附則第 1 項第 2 号に規定する施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

## 大分県農業共済組合家畜診療所運営規則一部改正新旧対照表

(注) 下線部は変更部分を示す

改 正 後	現 行
<p>第2章 業務 (業務の内容)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>削除</u></p> <p><u>(2) 損害防止</u></p> <p><u>(3) 家畜共済の引受け及び損害認定に係る業務</u></p> <p><u>(4) ~ (6) (略)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第3章 <u>診療料金</u> (診療料金の計算)</p> <p>第6条 共済事故に係る<u>診療料金</u>は、農林水産大臣が定める点数及び1点の価格によって計算する。ただし、初診料は900円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収すべき<u>診療料金</u>)</p> <p>第7条 <u>診療費から支払共済金を差し引いた金額は、診療料金等請求書により徴収するものとする。</u></p>	<p>第2章 業務 (業務の内容)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>共済家畜に係る飼養管理指導</u></p> <p><u>(3) 損害防止 (一般損害防止及び特定損害防止)</u></p> <p><u>(4) 引受検査及び評価</u></p> <p><u>(5) ~ (6) (略)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第3章 <u>診療費</u> (診療費の計算)</p> <p>第6条 共済事故に係る<u>診療費</u>は、農林水産大臣が定める点数及び1点の価格によって計算する。ただし、初診料は900円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収すべき<u>診療費</u>)</p> <p>第7条 <u>初診料、病傷共済金の累計が年間病傷給付限度額に達した後の診療費、共済事故外の診療費及び非加入家畜の診療費は、診療</u></p>

<p>第4章 診療所の行う業務 (事故発生通知の受付等)</p> <p>第8条 事故発生通知、往診依頼の受付等は、原則として所長が一元的に管理する。また、獣医及び家畜人工授精師等(以下「獣医職員等」という。)が直接、診療等の依頼を受けた場合は、このことを電話等により速やかに<u>診療所に</u>連絡する。</p> <p>(加入証の取扱い)</p> <p>第9条 共済家畜の診療を行うに当たっては、加入証の提示を求め、その確認を行う。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 獣医職員等が病傷事故外診療等(家畜共済に加入していない家畜の診療、妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療、人工授精、受精卵移植、削蹄等をいう。以下同じ。)を行った場合は、病傷事故外診療等の都度、病傷事故外診療等の内容及び料金を記した病傷事故外診療費等通知書<u>(3部構成複写式又は電子媒体)</u>を作成し、正本を農家(組合員等を含む。以下同じ。)に交付し、副本を農業共済団体等経理担当部署(以下「経理部署」という。)及び診療所に保存する。</p> <p>第11条 ～ 第15条 (略) (現金の収入)</p>	<p><u>費等請求書</u>により徴収するものとする。</p> <p>第4章 診療所の行う業務 (事故発生通知の受付等)</p> <p>第8条 事故発生通知、往診依頼の受付等は、原則として所長が一元的に管理する。また、獣医及び家畜人工授精師等(以下「獣医職員等」という。)が直接、診療等の依頼を受けた場合は、<u>原則としてこのことを電話等により速やかに職員(獣医職員等を除く。)</u>に連絡する。</p> <p>(加入証兼内容通知書の取扱)</p> <p>第9条 共済家畜の診療を行うに当たっては、加入証兼内容通知書の提示を求め、その確認を行う。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 獣医職員等が病傷事故外診療等(家畜共済に加入していない家畜の診療、妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療、人工授精、受精卵移植、削蹄等をいう。以下同じ。)を行った場合は、病傷事故外診療等の都度、病傷事故外診療等の内容及び料金を記した<u>3部構成の複写式の、病傷事故外診療費等通知書</u>を作成し、正本を農家(組合員等を含む。以下同じ。)に交付し、副本を農業共済団体等経理担当部署(以下「経理部署」という。)及び診療所に保存する。</p> <p>第11条 ～ 第15条 (略) (現金の収入)</p>
--	--

第 16 条 農家から徴収する診療料金等（削蹄や人工授精に係る料金を含む。以下同じ。）については、原則として、現金による受領は行わない。

（現金収入の報告）

第 17 条 獣医職員等がやむを得ず現金により診療料金等を受領する場合には、獣医職員等は、あらかじめ通し番号を付した複写式の診療料金等領収書（農家保管用（正本）、経理部署保管用（副本）、診療所保管用（副本）の 3 部構成）を農家に交付する。獣医職員等は、受領した診療料金等を受領日の翌日までに、経理部署に持参する、又は経理部署の口座に振り込む。

第 18 条 ・ 第 19 条 （略）

## 第 5 章 帳簿等

### 削除

### 削除

（備付け帳簿）

第 20 条 （略）〔条項移動〕

## 第 6 章 コンプライアンス態勢

（管理職員による内部点検）

第 21 条

第 16 条 農家から徴収する病傷事故外診療等に係る料金及び初診料（以下「病傷事故外診療等料金」という。）については、原則として、現金による受領は行わない。

（現金収入の報告）

第 17 条 獣医職員等がやむを得ず現金により病傷事故外診療費等料金を受領する場合には、獣医職員等は、あらかじめ通し番号を付した複写式の病傷事故外診療費等領収書（農家保管用（正本）、経理部署保管用（副本）、診療所保管用（副本）の 3 部構成）を農家に交付する。獣医職員等は、受領した病傷事故外診療費等料金を受領日の翌日までに、経理部署に持参するか又は経理部署の口座に振り込む。

第 18 条 ・ 第 19 条 （略）

## 第 5 章 経理

（診療所の経理）

第 20 条 診療所の経理は組合において処理する。

## 第 6 章 帳簿等

（備付け帳簿）

第 21 条 （略）

## 第 7 章 コンプライアンス態勢

（管理職員による内部点検）

第 22 条

<p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 管理職員は、年に<u>1</u>回、農家に対し、<u>診療料金等</u>の現金支払の有無について聴取調査を行う。現金支払がある場合は、農家が保管している診療種別等通知書(正本)及び病傷事故外診療等通知書(正本)と診療所で保管する診療種別等通知書(副本)及び病傷事故外診療等通知書(副本)を突合する。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (改正手続)</p> <p><u>第 22 条</u> (略) (実施)</p> <p><u>第 23 条</u> (略)</p> <p>附 則 (略) (実施)</p> <p><u>第 24 条</u> (略)</p> <p><u>附 則 (平成 31 年 3 月 8 日改正)</u> (実施)</p> <p><u>第 25 条</u> この規則の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。 <u>ただし、第 7 条については、平成 32 年 1 月責任開始の家畜より実施する。</u></p>	<p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 管理職員は、年<u>2</u>回、農家に対し、<u>病傷事故外診療等料金</u>の現金支払の有無等について聴取調査を行うとともに、農家が保管している診療種別等通知書(正本)及び病傷事故外診療等通知書(正本)と家畜診療所で保管する診療種別等通知書(副本)及び病傷事故外診療等通知書(副本)を突合する。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (改正手続)</p> <p><u>第 23 条</u> (略) (実施)</p> <p><u>第 24 条</u> (略)</p> <p>附 則 (略) (実施)</p> <p><u>第 25 条</u> (略)</p>
--	--

## 第 2 号議案 畑作物共済に係る危険段階別共済掛金率の設定について

畑作物共済に係る危険段階別共済掛金率の設定にあつては、事業規程第 123 条第 2 項を根拠に、危険段階別共済掛金率の決定に必要な危険指数等を以下の手順の通り設定することについて、総代会の議決を求める。

### 危険段階別共済掛金率設定の要旨

#### 【制度の背景並びに仕組み】

技術格差の拡大や圃場条件等により、組合員間の被害率に格差が生じることから、被害実態に見合う掛金率の設定の要望があつたこと。

このため、掛金率の細分化に向け昭和 60 年の法律改正にて「危険段階別掛金率」の設定を可能としたこと。

この危険段階別掛金率の設定で、被害率の低い組合員には相対的に低い掛金率を、被害率の高い組合員には相対的に高い掛金率が適用されることとなり、組合員負担の公平性が図られることとなった。

更に今年、農業災害補償法から改称の農業保険法で、危険段階別掛金率の設定は必須事項となり、設定には引受事業量の多少に関わらず、全ての制度共済に義務付けられている。

また、この設定の考え方・作業手順等を示す「ガイドライン」（平成 30 年 4 月 18 日付け農林水産省経営局長名）が農林水産省より新たに通知されている。

## [ガイドラインに示された危険指数等の設定方法]

標記ガイドラインでは、今次改正制度の適用する平成31年1月1日以降に責任が開始する共済の種類等について、次の通り危険指数（k max）の設定を行うとしている。

### 1. 危険段階数

危険段階数は適用する掛金率の数で、当該ガイドラインに基づき畑作物共済にあつては、0を中心とした上下20段階の41段階数とする。

### 2. 危険指数

危険指数は最低の掛金率に対する最高の掛金率の割合を示すもので、従前は組合の任意に設定していたが、以下の方法により定めることになる。

- (1) 危険段階区分に応答する平均損害率の範囲をガイドラインに基づき、畑作物共済にあつては5%の範囲とする。なお、最高位の損害率は197.5%以上を一括りとする。
- (2) 危険指数は、危険段階区分ごとの損害率の代表値を最低の損害率の代表値で除した数値を圧縮して定める。  
※ 最低位の掛金率は告示率の50%以下とする。

$$\text{平均損害率} = \frac{\text{過去20年間の共済金合計}}{\text{過去20年間の標準掛金合計}}$$

$$\text{※ 標準掛金} = \text{共済金額} \times \text{告示掛金率}$$

(国から大分県に示される掛金率)

(危険段階区分ごとの危険指数)

危険段階区分	損害率の範囲	代表値	危険指数	圧縮後危険指数
-20	$0.0 \leq * < 2.5$	1.25	1.00	1.00000
00	$97.5 \leq * < 102.5$	100.00	80.00	2.17207
20	$197.5 \leq * <$	207.17	165.74	3.44403

### 危険指数算定の注意事項

- ア 過去の共済金等が不明又は未加入の年については損害率を 100%とする。
- イ 危険段階別掛金率の適用は、組合員ごとの損害率を近年の実績に重きを置いた損害率に置き換え、該当する危険段階区分の掛金率を適用する。  
また、適用の危険段階区分は毎年見直しを行う。新規の加入者にあつては危険段階区分の 0 段階を適用する。

### 【危険段階ごとの基準共済掛金率の設定について】

危険段階ごとの基準共済掛金率は、危険段階ごとの加入見込共済金額を重みとした大分県の平均危険指数を告示料率として、危険段階区分ごとの基準共済掛金率を定める。

[例] 全相殺方式（9割補償）

$$\text{大分県の平均危険指数} = 2.00 \quad \text{告示料率} = 16.36$$

$$\text{危険指数 1 点当りの告示料率} = \frac{\text{告示料率 } 16.36}{\text{県平均損害率 } 2.00} = 8.18$$

$$\text{危険段階ごとの基準共済掛金率} = 8.18 \times \text{危険段階ごとの危険指数}$$

### 危険段階別掛金率の設定状況

制度共済に関する危険段階別共済掛金率は、平成 31 年 1 月 1 日以降に責任が開始する共済目的の種類等の加入申込開始日 1 か月前までに総代会に諮り決定する。  
各制度共済の設定状況は次の通り。

制度共済	総代会	最も早い加入申込開始日
農作物共済（水稻）	第 2 回	平成 31 年 2 月 1 日～3 月 21 日（4 月 1 日移植開始地域）
〃（麦）	第 1 回	平成 30 年 10 月 20 日～11 月 5 日（全種類）
家畜共済	第 2 回	平成 30 年 12 月 1 日～随時
果樹共済	第 2 回	平成 30 年 12 月 1 日～12 月 31 日（ハウスみかん）
畑作物共済	今 回	平成 31 年 6 月 10 日～7 月 10 日（大豆）
園芸施設共済	第 2 回	平成 30 年 12 月 1 日～随時

【危険段階別掛金率の設定概要】

畑作物共済にあつては、国から告示された掛金率に応じた以下の区分での設定とし、122通りの設定となる。

地域インデックス方式	地域インデックス方式以外
区分：統計公表の市町村、田畑、補償割合、類区分ごと <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県内 18 市町村</li> <li>・ 補償割合 90, 80, 70%</li> <li>・ 6 類 乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆</li> <li>・ 7 類 乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆</li> </ul>	区分：引受方式、補償割合、類区分ごと <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全相殺方式（補償割合 90, 80, 70%）</li> <li>・ 半相殺方式（補償割合 80, 70, 60%）</li> <li>・ 一筆方式（補償割合 70%）</li> <li>・ 1 類 乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</li> <li>・ 3 類 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</li> </ul>

(設定結果)

1. 地域インデックス方式以外の引受方式（大分県内共通） **3.44403**
2. 地域インデックス方式（市町村ごと）

市町村名	危険指数	市町村名	危険指数
大分市	3.67917	杵築市	3.18325
別府市	3.01204	宇佐市	3.04006
中津市	3.99766	豊後大野市	3.62347
日田市	3.12000	由布市	3.03875
佐伯市	3.17475	国東市	3.71379
臼杵市	3.23455	姫島村	3.01204
津久見市	3.01204	日出町	3.87212
竹田市	3.13773	九重町	3.01204
豊後高田市	3.17642	玖珠町	3.01266

【参考：地域インデックス方式以外の設定概要】

方式名	補償割合	類区分	告示率	危険指数	最高掛金率	最低掛金率
全相殺方式	90	1類	16.36	3.44403	28.172	8.180
		3類				
	80	1類	12.05	〃	20.750	6.025
		3類				
	70	1類	8.49	〃	14.620	4.245
		3類				
半相殺方式	80	1類	15.89	〃	27.363	7.945
		3類				
	70	1類	11.40	〃	19.631	5.700
		3類				
	60	1類	7.77	〃	13.380	3.885
		3類				
一筆方式	70	1類	13.15	〃	22.644	6.575
		3類				

【参考：地域インデックス方式の設定概要】

市町村名	類区分	田・畑	補償割合	告示率	危険指数	最高掛金率	最低掛金率
大分市	6 類	田	90	10.47	3.67917	19.260	5.235
			80	5.69		10.467	2.845
			70	2.69		4.948	1.345
	7 類	畑	90	10.84		19.941	5.420
			80	6.84		12.583	3.420
			70	3.42		6.291	1.710
別府市	6 類	田	90	4.47	3.01204	6.732	2.235
			80	2.28		3.434	1.140
			70	1.16		1.747	0.580
	7 類	畑	90	4.88		7.349	2.440
			80	2.28		3.434	1.140
			70	1.16		1.747	0.580
中津市	6 類	田	90	7.83	3.99766	15.651	3.915
			80	3.42		6.836	1.710
			70	1.45		2.898	0.725
	7 類	畑	90	9.03		18.049	4.515
			80	5.16		10.314	2.580
			70	2.46		4.917	1.230
日田市	6 類	田	90	8.82	3.12000	13.759	4.410
			80	6.08		9.485	3.040
			70	3.34		5.210	1.670
	7 類	畑	90	8.87		13.837	4.435
			80	5.53		8.627	2.765
			70	2.72		4.243	1.360
佐伯市	6 類	田	90	9.19	3.17475	14.588	4.595
			80	4.82		7.651	2.410
			70	2.30		3.651	1.150
	7 類	畑	90	7.62		12.096	3.810
			80	4.22		6.699	2.110
			70	2.30		3.651	1.150

【参考：地域インデックス方式の設定概要】

市町村名	類区分	田・畑	補償割合	告示率	危険指数	最高掛金率	最低掛金率
臼杵市	6 類	田	90	9.15	3.23455	14.798	4.575
			80	5.78		9.348	2.890
			70	3.10		5.014	1.550
	7 類	畑	90	9.39		15.186	4.695
			80	5.26		8.507	2.630
			70	2.57		4.156	1.285
津久見市	6 類	田	90	4.85	3.01204	7.304	2.425
			80	2.04		3.072	1.020
			70	1.31		1.973	0.655
	7 類	畑	90	4.47		6.732	2.235
			80	2.12		3.193	1.060
			70	1.31		1.973	0.655
竹田市	6 類	田	90	7.77	3.13773	12.190	3.885
			80	4.37		6.856	2.185
			70	2.35		3.687	1.175
	7 類	畑	90	9.46		14.841	4.730
			80	5.29		8.299	2.645
			70	2.35		3.687	1.175
豊後高田市	6 類	田	90	6.24	3.17642	9.910	3.120
			80	3.36		5.336	1.680
			70	1.75		2.779	0.875
	7 類	畑	90	7.05		11.197	3.525
			80	3.80		6.035	1.900
			70	1.75		2.779	0.875
杵築市	6 類	田	90	7.29	3.18325	11.603	3.645
			80	3.97		6.319	1.985
			70	1.86		2.960	0.930
	7 類	畑	90	8.39		13.354	4.195
			80	5.10		8.117	2.550
			70	3.27		5.205	1.635

【参考：地域インデックス方式の設定概要】

市町村名	類区分	田・畑	補償割合	告示率	危険指数	最高掛金率	最低掛金率
宇佐市	6 類	田	90	6.94	3.04006	10.549	3.470
			80	4.50		6.840	2.250
			70	2.27		3.450	1.135
	7 類	畑	90	8.39		12.753	4.195
			80	4.97		7.555	2.485
			70	2.27		3.450	1.135
豊後大野市	6 類	田	90	7.96	3.62347	14.421	3.980
			80	4.48		8.117	2.240
			70	1.93		3.497	0.965
	7 類	畑	90	7.32		13.262	3.660
			80	3.90		7.066	1.950
			70	1.93		3.497	0.965
由布市	6 類	田	90	6.74	3.03875	10.241	3.370
			80	3.29		4.999	1.645
			70	1.19		1.808	0.595
	7 類	畑	90	7.39		11.228	3.695
			80	3.18		4.832	1.590
			70	1.19		1.808	0.595
国東市	6 類	田	90	6.76	3.71379	12.553	3.380
			80	3.51		6.518	1.755
			70	1.87		3.472	0.935
	7 類	畑	90	6.16		11.438	3.080
			80	3.77		7.000	1.885
			70	2.02		3.751	1.010
姫島村	6 類	田	90	5.25	3.01204	7.907	2.625
			80	2.51		3.780	1.255
			70	1.23		1.852	0.615
	7 類	畑	90	4.39		6.611	2.195
			80	2.51		3.780	1.255
			70	1.23		1.852	0.615

【参考：地域インデックス方式の設定概要】

市町村名	類区分	田・畑	補償割合	告示率	危険指数	最高掛金率	最低掛金率
日出町	6 類	田	90	5.26	3.87212	10.184	2.630
			80	3.37		6.525	1.685
			70	1.78		3.446	0.890
	7 類	畑	90	6.05		11.713	3.025
			80	3.37		6.525	1.685
			70	1.78		3.446	0.890
九重町	6 類	田	90	7.16	3.01204	10.783	3.580
			80	3.75		5.648	1.875
			70	1.56		2.349	0.780
	7 類	畑	90	4.86		7.319	2.430
			80	2.60		3.916	1.300
			70	1.35		2.033	0.675
玖珠町	6 類	田	90	7.28	3.01266	10.966	3.640
			80	3.25		4.896	1.625
			70	1.54		2.320	0.770
	7 類	畑	90	6.48		9.761	3.240
			80	3.01		4.534	1.505
			70	1.54		2.320	0.770

### 第 3 号議案 平成 30 年度事業計画の変更について

定款第 21 条第 3 号の規定により、平成 30 年度事業計画の一部を次の通り変更することについて、総代会の議決を求める。

#### 1. 事業計画を変更する理由

農業経営収入保険事業が開始されたこと、家畜共済に関する改正制度が平成 31 年 1 月より適用されたことに伴い、事業計画及び業務収支予算の一部を変更する。

#### 2. 主な変更内容

改正後	現 行
平成 30 年度事業実施計画総共済金額 5,924 億円の確実達成に向けた行動	平成 30 年度事業実施計画総共済金額 5,893 億円の確実達成に向けた行動
制度事業推進目標金額：345 億円	制度事業推進目標金額：315 億円

共済の種類等	項 目	改正後	現 行	差
農作物共済（麦） ※収入保険移行	事業規模	349,991 a	449,907 a	△99,916 a
	共済金額	808,828 千円	923,664 千円	△114,836 千円
家畜共済 ※改正制度適用	事業規模	131,932 頭	123,809 頭	8,123 頭
	共済金額	15,810,201 千円	12,414,692 千円	3,395,509 千円
果樹共済 ※収入保険移行	事業規模	14,855 a	22,636 a	△7,781 a
	共済金額	226,305 千円	477,987 千円	△251,682 千円

# 平成30年度 事業予定計画書

## 1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

( ) 内は変更前

区 分	農作物共済			家 畜 共 済(平成30年4月～12月)									
	麦			成 乳 ・ 育 成 乳 牛	乳 用 子 牛 ・ 胎 児	肥 育 用 成 牛	肥 育 用 子 牛	そ の 他 の 肉 用 牛	そ の 他 の 肉 用 牛 子 牛 ・ 胎 児	種 豚	肉 豚	乳 用 種 種 雄 牛	肉 用 種 種 雄 牛
	災 収 害 入	一 筆											
		7 割	5 割										
区域内の概数	a 480,000			頭 11,531	頭 9,234	頭 22,552	頭 652	頭 25,023	頭 23,302	頭 11,908	頭 101,320	頭 0	頭 21
前年度引受実績	441,476	26,611	7,363	10,691	765	14,352	332	19,729	22,898	5,325	50,095	0	25
本年度引受計画	(421,537)	(21,316)	(7,054)	(10,509)	(741)	(13,857)	(296)	(19,514)	(22,634)	(5,325)	(50,912)		(21)
	337,867	9,454	2,670	10,408	761	13,601	287	17,290	19,871	4,895	39,513	0	11
本年度予定引受率	(93.7)			(91.1)	(8.0)	(61.4)	(45.4)	(78.0)	(97.1)	(44.7)	(50.2)		(100.0)
	72.9			90.3	8.2	60.3	44.0	69.1	85.3	41.1	39.0		52.4



区 分	果 樹 共 済										備 考
	収 穫										
	うみ ん しか ゆ うん		指 定 か ん き つ	ぶ  ど  う		な   し			く   り	キ ウ イ フ ル ー ツ	
半 相 殺	特危 定険	災 収 害 入	半 相 殺	樹 園 地	全 相 殺	災 害 収 入	半 相 殺	半 相 殺	全 相 殺		
区域内の概数	a 70,700		a 20,000	a 28,400		a 35,500			a 39,000	a 4,300	
前年度引受実績	4,116	2,046	677	0	580	7,681	248	4,217	5,342	524	
本年度引受計画	(3,927)	(1,260)	(640)		(580)	(7,007)	(248)	(3,987)	(4,463)	(524)	
	3,786	1,145	734	0	359	2,384	100	2,060	3,927	359	
本年度予定引受率	(7.3)		(3.2)	(2.0)		(31.0)			(11.4)	(12.2)	
	7.0		3.7	1.3		12.8			10.1	8.3	

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

( ) 内は変更前

項 目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	納 入 保 険 料 D - B = E	交 付 金 F = B - D	手 持 掛 金 C - E 又は C + F	備 考	
		本年度予定	前年度実績		総 額 A	国 庫 負 担 金 B	農 家 負 担 金 C						
													共済目的
農	水稲計	a	1,948,813	2,001,816	11,598,886	215,635	107,813	107,822	154,242	46,429	0	61,393	
		k g	62,575,173	66,348,232									
	災害収	a	(412,652)		(887,956)	(113,168)	(60,906)	(52,262)	(24,729)		(36,177)	(88,439)	
		k g	337,867	431,603	793,678	101,152	54,438	46,714	22,102	0	32,336	79,050	
	入9割	a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		k g	0	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	災害収	a	(8,885)		(18,210)	(1,167)	(616)	(551)	(392)	(0)	(224)	(775)	
		k g	0	9,352	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入8割	a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		k g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	災害収	a	(421,537)		(906,166)	(114,335)	(61,522)	(52,813)	(25,121)	(0)	(36,401)	(89,214)	
		k g	337,867	441,476	793,678	101,152	54,438	46,714	22,102	0	32,336	79,050	
	入計	a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		k g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作	一 筆	a	(21,316)	26,611	(14,660)	(1,198)	(637)	(561)	(222)	(0)	(415)	(976)	
		k g	9,454	26,611	6,501	531	282	248	98	0	184	432	
	7割	a	(7,054)		(2,838)	(134)	(69)	(65)	(42)	(0)	(27)	(92)	
		k g	2,670	7,363	1,074	50	26	24	15	0	9	33	
	一 筆	a	(28,370)		(17,498)	(1,332)	(706)	(626)	(264)	(0)	(442)	(1,068)	
		k g	12,124	33,974	7,575	581	308	272	113	0	193	465	
	計	a	(455,697)										
		k g	195,152	581,304									
	一 筆	a	(449,907)		(923,664)	(115,667)	(62,228)	(53,439)	(25,386)	(0)	(36,842)	(90,281)	
		k g	349,991	475,449	808,828	102,314	55,054	47,258	22,328	0	32,722	79,980	
	計	a	(455,697)										
		k g	195,152	581,304									
	物	計	a	(2,398,720)	2,477,265	(12,522,550)	(331,302)	(170,041)	(161,261)	(179,627)	(46,429)	(36,842)	(151,675)
			k g	2,298,804	2,477,265	12,407,714	317,949	162,867	155,080	176,570	46,429	32,722	141,373
			62,770,325	66,929,536									

項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料	納 入 保 険 料	交 付 金	手 持 掛 金	備 考	
	本年度予定	前年度実績		総 額	国 庫 負 担 金	農 家 負 担 金						
				A	B	C						D
共済目的												
家	成乳・育成乳牛	頭 (10,509) 10,408	頭 10,691	千円 (2,666,059) 2,721,437	千円 (241,138) 197,434	千円 (116,074) 97,960	千円 (125,064) 105,960	千円 (96,669) 79,825	千円 (0) 0	千円 (19,405) 18,135	千円 (144,469) 124,095	
	乳用子牛・胎児	(741) 761	765	(46,988) 47,058	(6,672) 6,486							
	肥育用成牛	(13,857) 13,601	14,352	(2,808,495) 2,880,332	(93,278) 93,891	(221,126) 206,360	(238,055) 219,143	(124,464) 113,689	(0) 0	(96,662) 92,671	(334,717) 311,814	
	肥育用子牛	(296) 287	332	(22,695) 22,992	(2,847) 2,785							
	その他の肉用成牛	(19,514) 17,290	19,729	(4,268,895) 3,710,521	(162,425) 143,463							
	その他の肉用牛子牛等	(22,634) 19,871	22,898	(2,098,217) 1,850,032	(200,630) 185,364							
	一般馬	(0) 0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
	種豚	(5,325) 4,895	5,325	(201,601) 175,343	(149) 130	(59) 52	(90) 78	(76) 66	(17) 14	(0) 0	(73) 64	
	肉豚（一括）	(50,912) 39,513	50,095	(287,745) 219,605	(48,811) 36,332	(19,524) 14,533	(29,287) 21,799	(22,186) 16,472	(2,662) 1,939	(0) 0	(26,624) 19,860	
	肉豚（群単位）	(0) 0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
畜	小 計	(123,788) 106,626	124,187	(12,400,695) 11,627,320	(755,951) 665,885	(356,783) 318,905	(392,496) 346,980	(243,395) 210,052			(505,884) 455,833	
	乳用種雄牛	(0) 0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
	肉用種雄牛	(21) 11	25	(13,997) 7,631	(654) 319	(315) 141	(339) 178	(307) 150	(0) 9	(8) 0	(347) 169	
	小 計	(21) 11	25	(13,997) 7,631	(654) 319	(315) 141	(339) 178	(307) 150	(0) 9	(8) 0	(347) 169	
	計	(123,809) 106,637	124,212	(12,414,692) 11,634,951	(756,605) 666,204	(357,098) 319,046	(392,835) 347,158	(243,702) 210,202			(506,231) 456,002	
家畜	死産共済	搾乳牛	4,242		1,342,875	80,866	38,518	42,348	1,343	0	37,175	79,523
		繁殖用雌牛	2,338		763,316	9,437	4,479	4,958	763	0	3,716	8,674
		育成乳牛	329		92,530	463	209	254	93	0	116	370
		〃 子牛等	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		育成・肥育牛	5,128		1,836,033	8,614	3,865	4,747	1,836	0	2,029	6,776
		〃 子牛等	232		33,161	611	300	313	33	0	267	580
		種豚	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		肉豚	8,946		50,098	13,221	5,289	7,933	50	0	5,239	13,172
	疾病傷害共済	種雄牛	14		10,624	441	186	255	11	0	175	430
		小計	21,229		4,128,637	113,653	52,846	60,808	4,129			109,525
		乳用牛	803		3,712	2,851	1,415	1,436	4	0	1,411	2,847
		〃 子牛	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		肉用牛	3,163		42,041	20,702	10,247	10,456	42	0	10,205	20,661
		〃 子牛	100		860	382	189	193	1	0	188	381
種豚	0		0	0	0	0	0	0	0	0		
種雄牛	0		0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	4,066		46,613	23,935	11,851	12,085	47			23,889		

項 目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	納 入 保 険 料 E = D - B	交 付 金 F = B - D	手 持 掛 金 C - E 又はC + F	備 考	
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績		総 額 A	国 庫 金 負 担 金 B	農 家 金 負 担 金 C						
果 樹	うんしゅうみかん	半	a (3,927) 3,786	a (48,750) 30,717	千円 (1,542) 1,501	千円 (771) 750	千円 (771) 750	千円 (969) 991	千円 (198) 241	千円 (0) 0	千円 (572) 509		
		特	(1,260) 1,145	4,116 2,046	(29,364) 9,537	(243) 122	(122) 61	(122) 61	(92) 51	(0) 0	(30) 10	(152) 71	
	指定かんきつ	災収	(640) 734	677 19,803	(16,368) 922	(758) 461	(379) 461	(162) 196	(0) 0	(217) 265	(596) 726		
	ぶ ど う	半	(0) 0	0 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
		樹	(580) 359	580 11,626	(15,347) 822	(1,106) 411	(553) 411	(553) 411	(387) 293	(0) 0	(166) 118	(718) 529	
	な し	全	(7,007) 2,384	7,681 83,784	(248,209) 3,485	(10,667) 1,743	(5,334) 1,742	(5,334) 1,742	(5,585) 1,885	(251) 142	(0) 0	(5,082) 1,600	
		災害	(248) 100	248 4,775	(10,086) 4,775	(410) 197	(205) 99	(205) 98	(209) 98	(4) 1	(0) 0	(201) 97	
		半	(3,987) 2,060	4,217 51,310	(91,553) 51,310	(5,492) 3,023	(2,746) 1,511	(2,746) 1,511	(2,719) 1,523	(0) 12	(27) 0	(2,772) 1,499	
	く り	半	(4,463) 3,927	5,342 6,491	(6,905) 6,491	(476) 444	(237) 222	(238) 222	(280) 263	(43) 41	(0) 0	(195) 181	
	キウイフルーツ	全	(524) 359	524 8,262	(11,405) 8,262	(1,316) 970	(658) 485	(659) 485	(739) 543	(81) 58	(0) 0	(578) 427	
計		(22,636) 14,854	25,431 226,305	(477,987) 226,305	(22,009) 11,486	(11,003) 5,743	(11,006) 5,741	(11,142) 5,843			(10,867) 5,639		
合 計		-	-	(31,518,274) 34,547,265	(1,217,740) 1,241,051	(593,168) 607,378	(617,900) 633,670	(471,120) 433,439		(8,791) 220,464	(739,948) 807,603		

平成30年度業務収支予算明細書

1 収入の部

損益計算書科目	変更後 予算額 (A)	当初 予算額 (B)	増減 (A) - (B)	実績見込 (c)	収入率 (C) / (A) ×100	備考
	千円	千円	千円	千円		
前期繰越業務残金	73,530	73,530	0	73,530	100.0%	
前期防災事業繰越残金	4,434	4,434	0	4,434	100.0%	
受取補助金	686,818	683,872	2,946	686,818	100.0%	
国庫一般事務費補助金	685,050	682,104	2,946	685,050	100.0%	事務費の追加配分
国庫家畜特損補助金	768	768	0	768	100.0%	
県費一般事務費補助金	1,000	1,000	0	1,000	100.0%	
賦課金	128,454	120,941	7,513	127,681	99.4%	
水稻賦課金	54,583	54,583	0	53,866	98.7%	
麦賦課金	10,502	6,749	3,753	10,502	100.0%	賦課単価の変更
家畜賦課金	48,373	44,746	3,627	48,373	100.0%	賦課単価の変更
果樹賦課金	297	453	△ 156	297	100.0%	収入保険加入に伴う減少
畑作物賦課金	1,509	1,509	0	1,450	96.1%	
園芸施設賦課金	8,544	8,255	289	8,544	100.0%	賦課単価の変更
組合員割	4,646	4,646	0	4,649	100.1%	
受託収入	30,283	0	30,283	30,283	100.0%	収入保険に係る受託収入
損害防止収入	36,509	36,509	0	37,546	102.8%	
受取利息	114,306	114,306	0	114,735	100.4%	
事業勘定受入	354,911	335,762	19,149	350,096	98.6%	
農作物共済勘定受入	58,503	58,503	0	55,328	94.6%	
家畜共済勘定受入	11,550	11,550	0	10,406	90.1%	
果樹共済勘定受入	1,364	1,364	0	868	63.6%	
任意共済勘定受入	283,494	264,345	19,149	283,494	100.0%	受取差益戻金
拋出金払戻準備金戻入	0	0	0	0		
業務雑収入	7,522	2,659	4,863	7,522	100.0%	へり保険金の収入
建設引当金戻入	9,792	9,792	0	7,798	79.6%	
修繕引当金戻入	4,277	4,277	0	3,937	92.1%	
更新引当金戻入	3,381	3,381	0	3,337	98.7%	
業務引当金戻入	0	55,000	△ 55,000	0		
事務機械化準備金戻入	9,296	9,296	0	7,978	85.8%	
仮渡準備基金戻入	0	0	0	0		
退職給与金施設預託金付加金収入	16,113	16,113	0	15,989	99.2%	
退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息	228	228	0	193	84.6%	
有価証券処分益	0	0	0	0		
業務財産処分益	0	0	0	45		
業務雑利益	0	0	0	0		
業務繰延不足金繰入	0	0	0	0		
合計	1,479,854	1,470,100	9,754	1,471,922	99.5%	

## 1 支出の部

損益計算書科目	変更後 予算額 (A)	当初 予算額 (B)	増減 (A) - (B)	実績見込 (C)	支出率 (C) / (A) ×100	備考
	千円	千円	千円	千円		
前期繰越業務不足金	0	0	0	0		
<b>人 件 費</b>	<b>1,080,207</b>	<b>1,060,273</b>	<b>19,934</b>	<b>1,074,724</b>	<b>99.5%</b>	
役員報酬	9,228	9,228	0	8,943	96.9%	
顧問料	324	324	0	324	100.0%	
職員給料手当	865,234	845,300	19,934	865,234	100.0%	
法定福利費	153,331	153,331	0	151,085	98.5%	
厚生福利費	5,831	5,831	0	5,897	101.1%	
退職給付引当金繰入	16,113	16,113	0	15,989	99.2%	
退職給与金	217,358	146,499	70,859	217,357	100.0%	勸奨退職による増加
(-)退職給付引当金戻入	△ 217,358	△ 146,499	△ 70,859	△ 217,357	100.0%	
賃 金	30,146	30,146	0	27,252	90.4%	
<b>旅 費 交 通 費</b>	<b>7,012</b>	<b>7,012</b>	<b>0</b>	<b>7,200</b>	<b>102.7%</b>	
役員旅費交通費	1,643	1,643	0	1,656	100.8%	
職員旅費交通費	5,369	5,369	0	5,544	103.3%	
<b>事 務 費</b>	<b>33,781</b>	<b>30,873</b>	<b>2,908</b>	<b>32,963</b>	<b>97.6%</b>	
通信運搬費	13,752	12,571	1,181	13,752	100.0%	収入保険に係る予算の計上
図書印刷費	6,221	5,190	1,031	6,221	100.0%	収入保険に係る予算の計上
消耗品費	7,291	6,595	696	7,291	100.0%	収入保険に係る予算の計上
手 数 料	6,517	6,517	0	5,699	87.4%	
<b>業 務 費</b>	<b>54,682</b>	<b>54,212</b>	<b>470</b>	<b>54,047</b>	<b>98.8%</b>	
会 議 費	676	676	0	658	97.3%	
交 際 費	466	466	0	269	57.7%	
講習会費	1,008	1,008	0	892	88.5%	
支払利息	0	0	0	0		
委 託 費	14,427	13,957	470	14,427	100.0%	収入保険に係る予算の計上
報 酬	34,001	34,001	0	33,875	99.6%	
委員等旅費	4,059	4,059	0	3,881	95.6%	
諸 謝 金	45	45	0	45	100.0%	
<b>普 及 推 進 費</b>	<b>63,099</b>	<b>63,099</b>	<b>0</b>	<b>59,991</b>	<b>95.1%</b>	
広 報 費	5,218	5,218	0	5,230	100.2%	
事業奨励費	57,881	57,881	0	54,761	94.6%	
<b>施 設 費</b>	<b>57,436</b>	<b>55,183</b>	<b>2,253</b>	<b>56,598</b>	<b>98.5%</b>	
光熱水費	7,272	7,272	0	7,728	106.3%	
備消品費	8,704	7,805	899	8,704	100.0%	収入保険に係る予算の計上
燃 料 費	9,952	8,598	1,354	9,952	100.0%	収入保険に係る予算の計上
賃 借 料	14,234	14,234	0	13,588	95.5%	
修繕維持費	14,278	14,278	0	13,655	95.6%	
保 險 料	2,996	2,996	0	2,971	99.2%	
車両リサイクル料	0	0	0	0		

損益計算書科目	変更後 予算額 (A)	当初 予算額 (B)	増減 (A) - (B)	実績見込 (C)	支出率 (C) / (A) ×100	備考
	千円	千円	千円	千円		
損害評価費	34,170	44,170	△ 10,000	31,425	92.0%	
報酬	23,657	33,657	△ 10,000	22,867	96.7%	
旅費	2,519	2,519	0	2,303	91.4%	
会議費	404	404	0	315	78.0%	
賃金	0	0	0	0		
賃借料	309	309	0	211	68.3%	
燃料費	1,815	1,815	0	1,908	105.1%	
実測費	1,046	1,046	0	619	59.2%	
実測賃金	730	730	0	373	51.1%	
実測旅費	0	0	0	0		
自動車使用料	316	316	0	246	77.8%	
実測器具購入費	31	31	0	0	0.0%	
雑費	4,389	4,389	0	3,202	73.0%	
損害防止費	94,200	94,200	0	91,096	96.7%	
薬剤費	27,853	27,853	0	26,560	95.4%	
賃借料	0	0	0	0		
燃料費	174	174	0	140	80.5%	
器具購入費	27,878	27,878	0	27,569	98.9%	
修理費	3,285	3,285	0	2,200	67.0%	
委託費	32,364	32,364	0	33,043	102.1%	
雑費	2,646	2,646	0	1,584	59.9%	
諸税負担金	12,170	12,170	0	11,971	98.4%	
公課費	4,008	4,008	0	3,997	99.7%	
協会負担金	4,657	4,657	0	4,657	100.0%	
団体支払賦課金	0	0	0	0		
関係団体負担金	3,505	3,505	0	3,317	94.6%	
事業勘定繰入	1,282	1,282	0	1,282	100.0%	
業務雑費	1,869	1,438	431	1,869	100.0%	公用車リース解約金
建設引当金繰入	0	0	0	0		
修繕引当金繰入	0	0	0	0		
更新引当金繰入	0	0	0	0		
業務引当金繰入	0	0	0	0		
事務機械化準備金繰入	0	0	0	0		
仮渡準備基金繰入	0	0	0	0		
固定資産自己財源取得費	27,730	27,730	0	21,806	78.6%	
外部出資金	0	0	0	0		
有形固定資産取得費	27,730	27,730	0	21,797	78.6%	
無形固定資産取得費	0	0	0	9		

損益計算書科目	変更後 予算額 (A)	当初 予算額 (B)	増減 (A) - (B)	実績見込 (C)	支出率 (C) / (A) × 100	備考
	千円	千円	千円	千円		
リース資産除去損	0	0	0	0		
リース債務解約損	0	0	0	0		
退職給与金施設転貸福祉貸付金支払利息	228	228	0	193	84.6%	
有価証券処分損	0	0	0	0		
有価証券評価損	0	0	0	0		
業務財産処分損	0	0	0	0		
業務雑損失	0	0	0	29		
支出小計	1,467,866	1,451,871	15,996	1,445,191	98.5%	
防災事業繰延残金繰入	0	0	0	5,937		
業務繰延残金繰入	0	0	0	20,791		
計	1,467,866	1,451,870	15,996	1,471,922	100.3%	
予備費	11,988	18,230	△ 6,242	0	0.0%	
合計	1,479,854	1,470,100	9,754	1,471,922	99.5%	

#### 第4号議案 平成30年度事務費賦課金の額の一部変更について

事業規程第4条第2項の規定により、平成30年度における事務費賦課金の額の一部を次の通り変更することについて、総代会の議決を求める。

#### 【事務費賦課額及び賦課方法】

( )内は変更前

区分	賦課の単価	賦課対象数量	賦課額	摘要
麦共済割 地域バデックス以外	(引受面積10a当たり 150円)	(449,907a)	千円 (6,749)	
	引受面積10a当たり 300円	349,991a	10,502	
家畜共済	平成30年4月1日～12月31日			
	共済金額1万円当たり			
	牛・馬・種豚 40円	(7,955,986千円) 7,413,366千円	(31,824) 29,052	
	肉豚 30円	(262,260千円) 199,840千円	(787) 494	
	事故除外[適用号]			
	牛 [1・3・5] 30円	(3,969,353千円) 3,819,006千円	(11,908) 10,090	
	種豚 [2] 10円	(201,601千円) 175,343千円	(202) 209	
	肉豚 [6] 10円	(25,492千円) 19,765千円	(25) 55	
死産共済	平成31年1月1日より			
	1頭当たり			
	牛・馬 600円	9,519頭	5,482	
	肉豚 50円	8,946頭	447	
	事故除外[適用号]			
	牛 [1・2イ] 100円	2,764頭	276	
牛 [2ロ] 400円	0頭	0		
肉豚 [3] 10円	0頭	0		
疾病傷害共済	牛・馬 600円	4,066頭	2,268	

区分	賦課の単価	賦課対象数量	賦課額	摘要
果樹共済割	平成 30 年 4 月 1 日～12 月 31 日			
	引受面積 10 a 当たり 200 円	(22,636 a) 14,854 a	(453) 297	
	平成 31 年 1 月 1 日より			
	地域インテックス以外 引受面積 10 a 当たり 300 円	0 a	0	
園芸施設共済割	平成 30 年 4 月 1 日～12 月 31 日			
	共済金額 1 万円当たり			
	ガラス室 I, II 3 円	(1,089,566 千円) 1,102,948 千円	(327) 330	園芸施設共済の 1 年未満の加入については、賦課額に責任月数/12 を乗じた額とする。
	プラスチックハウス I, II, III, VI 25 円	(2,040,248 千円) 1,830,902 千円	(4,138) 3,529	
	プラスチックハウス IV (甲), VII 20 円	(1,428,069 千円) 1,309,343 千円	(2,856) 2,579	
	プラスチックハウス IV (乙) 10 円	(491,253 千円) 523,929 千円	(452) 523	
	プラスチックハウス V 6 円	(803,858 千円) 886,402 千円	(482) 532	
	平成 31 年 1 月 1 日より			
	1 棟当たり			被覆期間が 1 年未満の引受については、被覆月数/12 を乗じた額とする。被覆期間が 0 の棟については 1/12 とする。
	ガラス室 I, II 4,500 円	3 棟	14	
	プラスチックハウス I, II 900 円	975 棟	638	
	プラスチックハウス III 3,500 円	32 棟	100	
	プラスチックハウス IV (甲・乙) V 4,500 円	71 棟	291	
プラスチックハウス VI 600 円	31 棟	8		
プラスチックハウス VII 1,000 円	0 棟	0		

※ 園芸施設共済の被覆期間が 1 年未満の引受に係る賦課については、摘要欄のとおり。

## 第5号議案 平成31年度事務費賦課金の額及び徴収方法について

事業規程第4条第2項、第3項及び第7項の規定により、平成31年度における事務費賦課金の賦課単価及び徴収方法を次の通り定めることについて、総代会の議決を求める。

### 1. 事務費賦課の賦課単価及び賦課方法

区 分	賦 課 の 単 価	摘 要
一 般 事 務 費 水 稻 共 済 割	引受面積 10㍍ <sup>2</sup> 当たり (主食用) 300 円	5ha 以下
	〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり ( 〃 ) 200 円	5ha 超
	全相殺 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり ( 〃 ) 200 円	
	米粉用米 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 200 円	
	飼料用米 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 100 円	
	地域インデックス 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 150 円	
	麦 共 済 割 地域インデックス以外	引受面積 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 300 円 ( 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 200 円)
地域インデックス	〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 150 円	
家 畜 共 済 割 死 廃 共 済	牛・馬 1頭当たり 600 円	(1)家畜共済の1年未満の加入については、賦課額に責任月数/12を乗じた額とする。
	種豚 〃 200 円	
	肉豚 〃 50 円	
	事故除外[適用号]	
	牛・馬 2号ロ 1頭当たり 400 円	
	種豚 2号ロ 〃 150 円	
	牛・馬 1号、2号イ 1頭当たり 100 円	
	種豚 2号イ 〃 30 円	
	肉豚 3号 〃 10 円	
	疾病傷害共済	
果 樹 共 済 割 地域インデックス以外	引受面積 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 300 円	
	地域インデックス 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 150 円	
畑 作 物 共 済 割 (地域インデックス以外)	(引受面積 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 300 円)	5ha 以下
	( 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 200 円)	5ha 超
	(地域インデックス) ( 〃 10㍍ <sup>2</sup> 当たり 100 円)	
園 芸 施 設 共 済 割	1棟当たり	
	ガラス室 I, II 1,500 円	(2)園芸施設共済の被覆期間が1年未満の加入については、賦課額に被覆月数/12を乗じた額とする。なお、被覆期間が0にあつては1/12とする。
	プラスチックハウス I, II 600 円	
	プラスチックハウス III 1,500 円	
	プラスチックハウス IV (甲・乙) V 1,500 円	
	プラスチックハウス VI 400 円	
	プラスチックハウス VII 600 円	
	全施設区分 100㎡当たり 250 円	
組合員割 組合員 1人当たり 200 円		

区 分		賦 課 の 単 価		摘 要
任意共済事務費		—————		
建 物	総合共済	共済金額 1 万円当たり	5.84～24.22 円	
	火災共済	共済金額 1 万円当たり	1.28～18.99 円	
農 機 具	総合共済	共済金額 1 万円当たり	10.00 円	
	火災共済	共済金額 1 万円当たり	3.00 円	

## 2. 賦課方法

賦課金の払込期日は、事業規程に定める共済目的別の掛金払込期日と同一とする。

### 3. 平成31年度から変更する共済目的の概要

#### (1) 園芸施設共済割

園芸施設共済の事務処理は基本的に棟ごとの引受・評価であることから、賦課額の勘案も棟数割を適当とする。但し、下表の通り施設規模（面積）についても考慮する必要から、賦課単価は棟数割単価を引下げ、面積割を追加する。

施設区分	改正後		現行
	棟数割	面積割	棟数割
ガラスハウスⅠ類、Ⅱ類 プラスチックハウスⅣ類甲・乙、Ⅴ類	1,500円	施設区分共通に100㎡ 当り250円とする。	4,500円
プラスチックハウスⅠ類、Ⅱ類	600円		900円
プラスチックハウスⅢ類	1,500円		3,500円
プラスチックハウスⅥ類	400円		600円
プラスチックハウスⅦ類	600円		1,000円

#### 【参考：比較の試算例】

加入者	加入内容（1年間）	改正後	現行
A 組合員	プラスチックハウス Ⅳ類甲 2棟 面積1,000㎡	1,500円×2棟＝ 3,000円 1,000/100×250円＝2,500円 賦課金合計 5,500円	4,500円×2棟＝9,000円
B 組合員	プラスチックハウス iv類甲 1棟 面積1,000㎡	1,500円×1棟＝ 1,500円 1,000/100×250円＝2,500円 賦課金合計 4,000円	4,500円×1棟＝4,500円

4. 平成 31 年度からの変更を予定する共済目的の概要

(1) 農作物共済 麦割及び畑作物共済（大豆）割

(2) 現在、上記 (1) の農作物共済 麦割及び畑作物共済（大豆）割について、平成 31 年度賦課単価の変更に向け、行政庁（県並びに農林水産省）と調整中のため、上記の賦課単価及び賦課額は第 6 回通常総代会での承認を予定する。

①麦は、大規模農業者への軽減措置を水稻共済と同様に対応すること。

②畑作物共済は、地域インデックス方式を追加すること。

加えてそれ以外の方式についても発芽不能確認等の評価業務が多く発生することから、水稻と同程度の賦課水準とすること。

改正予定の内容	現 行
麦地域インデックス以外 <u>5ha 超 引受面積 10a 当り 200 円を追加</u>	引受面積 10a 当り 300 円 規定なし
畑作物 <u>地域インデックス以外 5ha 以下 引受面積 10a 当り 300 円</u> <u>5ha 超 引受面積 10a 当り 200 円</u>	引受面積 10a 当り 100 円 規定なし
<u>地域インデックス方式 引受面積 10a 当り 100 円</u>	規定なし

## 附 帯 決 議

この総代会の議決事項で法令又は告示若しくは行政庁の認可等のため必要を生じたときは、議決の主旨に反しない限り、その字句等の訂正を行うこと及び軽微な変更について、その権限を理事会に一任する。

上記議案を臨時総代会に提出します。

平成31年3月8日

### 大分県農業共済組合

組 合 長 理 事	阿 部 順 治
副 組 合 長 理 事	山 田 定 男
理 事	本 田 修 二
理 事	佐 藤 友 信
理 事	岩 本 龍 年
理 事	高 瀬 義 徳
理 事	森 宗 一
理 事	柳 井 正 二
理 事	麻 生 和 紀
理 事	矢 野 源 平
理 事	大 塚 惟 敬
理 事	吉 野 清
理 事	三 上 忠 治
理 事	小 座 本 要
理 事	野 畑 佑 昌
理 事	江 藤 正 隆

## 報告事項 1 平成30年度事業実績（見込）について

平成30年度農業共済事業及び業務収支実績（見込）を次の通り総代会に報告する。

### 平成30年度事業実績の概要（見込）

#### 【引受の状況】

平成30年度事業については、計画総共済金額5,924億円（事業計画変更後）に対し、実績共済金額5,947億円を見込み、その達成率は100.4%となる。但し、変更前の計画総共済金額5,893億円に対しては100.9%の達成率となる。

（支所別明細）

支 所	事業計画	実績（見込）	達成率
<b>合 計</b>	<b>5,924 億円</b>	<b>5,947 億円</b>	<b>100.4 %</b>
東 部	836 億円	845 億円	101.1 %
中 西 部	1,279 億円	1,280 億円	100.1 %
南 部 支	2,636 億円	2,648 億円	100.5 %
北 部	1,173 億円	1,174 億円	100.1 %

#### 1. 引受の状況

##### (1) 収穫共済

水稻共済

事業計画を達成するものの、廃業等を理由に作付面積は前年比98.1%に留まり、以下の結果となった。

引受面積 19,553 ha 計画対比 100.3% 前年比465haの減  
共済金額 116億5,768万円 計画対比 100.5% 前年比1億4,989万円の減

麦共済

平成31年産より任意加入となり、一部加入しない農業者もあるが概ね前年並みの加入を確保している。

但し、引受面積の内1,074haが収入保険へ移行することから、前年比では70%強の引受に留まっている。事業計画を実績見込みに変更し計画達成率は100%としている。

引受面積	3,500ha	計画対比 100.0%	前年比 1,254 ha の減
共済金額	8 億 882 万円	計画対比 100.0%	前年比 1 億 8,163 万円の減

#### 果樹共済

収入保険へ移行前の実績は面積計画達成率 102.6%としているが、高齢化による廃業及び引受面積の 82ha が収入保険へ移行することから、面積は前年比 42%の減、共済金額はハウスみかん及びなしの加入者移行が影響し、55%減となっている。

なお、事業計画を実績見込みに変更し、計画達成率は 100%としている。

引受面積	149ha	計画対比 100.0%	前年比 106ha の減
共済金額	2 億 2,631 万円	計画対比 100.0%	前年比 2 億 6,724 万円の減

#### 畑作物共済

引受率は概ね前年並みとなったものの、不作年が続き、WC S や飼料用米への転換が増加、作付面積は減少し以下の結果となった。

引受面積	1,452ha	計画対比 96.2%	前年比 63ha の減
共済金額	2 億 4,625 万円	計画対比 98.5%	前年比 1,847 万円の減

## (2) 資産共済

#### 家畜共済

乳牛農家（5 戸）及び小規模繁殖農家の一部（46 戸）で廃業があり、実引受頭数はやや減少したが、掛金率の低下と個体評価額が増加したため、共済金額も増加している。なお、平成 31 年 1 月から改正制度が適用され死廃と病傷が分離されること（ダブルカウント）、改正制度への切り替えを見越した短期引受（ダブルカウント）も発生している。また、事業計画を実績見込みに変更し、計画達成率は 100%としている。

引受頭数	131,932 頭	計画対比 100.0%	前年比 7,720 頭の増
共済金額	158 億 1,020 万円	計画対比 100.0%	前年比 31 億 3,417 万円の増

#### 園芸施設共済

周年引受、経年減価を適用する被覆物の評価額への不満から引受棟数はやや減少したものの、未加入者への戸別推進、復旧費用や撤去費用への加入促進による追加加入及び県、市町村等が実施する補助事業による新設大型ハウスの新規加入もあり、以下の実績見込みとなっている。

引受棟数	6,905 棟	計画対比 102.4%	前年比 750 棟の減
共済金額	64 億 114 万円	計画対比 109.4%	前年比 4 億 9,322 万円の減

### 建物共済

空き家等の増加、他保険への切替えによる継続不能事案が多く発生したが、職員の個別推進及び組織推進を実施し、以下の実績見込みとなっている。

引受棟数	52,350 棟	計画対比 100.3%	前年比 1,473 棟の減
共済金額	5,492 億円	計画対比 100.3%	前年比 148 億円の減

### 農機具共済

営農組織等の担い手や大規模農家を重点的に推進、大型機械の新規加入を獲得し、以下の実績見込みとなっている。

引受台数	4,658 台	計画対比 99.9%	前年より 107 台減
共済金額	103 億 6,089 万円	計画対比 100.8%	前年より 1 億 4,881 万円減

## 2. 共済金の支払い状況

### (1) 収穫共済

#### 水稻共済

西日本豪雨（平成 30 年 7 月）による水田への土砂流入等、夏場の高温少雨による干害、加えて相次ぐ台風の接近による倒伏被害、ジャンボタニシによる食害、収穫期の猪等による獣害が発生したものの、全体的には良好で推移した。

なお、主食用米及び米粉用米については 12 月に仮渡し率 100%での支払を行い、飼料用米は 3 月に共済金支払を予定としている。

被害は通常災害であったが、掛金率等の改正が影響し 2,125 万円の赤字見込み。

共済金支払戸数	1,232 戸	（戸数被害率 5.5%）
支払共済金	8,337 万円	（金額被害率 0.7%）

#### 麦（30 年産）共済

播種は順調に行われたが、平成 29 年 11 月からの低温少雨による発芽不良、生育不良の発生、ビール麦での品質低下が見られた。

しかし、生育期、収穫期とも気象条件に恵まれたことから低い被害に留まり、6,972 万円の剰余を生じている。

共済金支払戸数	169 戸	（戸数被害率 24.6%）
支払共済金	2,726 万円	（金額被害率 2.7%）

## 果樹共済

台風の接近や上陸があったものの被害は全体的には軽微となった。

但し、指定かんきつでは寒害による「す上がり」なし（全相殺方式）は小玉果の発生に加え、水浸果の発生（特に日田市）を要因とし、国に再保険金を請求する異常災害となった。

異常災害となった共済目的はあったものの、果樹共済全体では 158 万円の黒字を見込んでいる。

なお、うんしゅうみかん半相殺方式、なしの全相殺方式、キウイフルーツは 3 月下旬を支払予定とする。

### 【果樹共済目的別の概要】

指定かんきつ（30 年産）は、台風 18 号（平成 29 年 9 月）による樹体の流出、30 年 1 月の低温によって「セミノール」が「す上がり」、また収穫期の鳥害により異常災害となった。結果、10 戸（戸数被害率 43.5%）に対し 193 万円（金額被害率 12.3%）の支払となった。

ぶどうは、被害申告がなく無被害となった。

なしは、水浸果の発生が日田市で多く見られたことから、日田市引受の全相殺方式は異常災害、その他地域での引受が多い半相殺方式は通常災害となっている。

なお、水浸果の他、授粉期の凍霜害、病害による減収も発生している。

通常災害の半相殺方式は、8 戸（戸数被害率 16.3%）に対して 178 万円（金額被害率 1.8%）を 12 月に支払、異常災害の全相殺方式は、26 戸（戸数被害率 43.3%）に対し 963 万円（金額被害率 4.0%）の支払を 3 月に予定している。

くりは、夏場の高温少雨で小玉果実の発生と生理落果の助長により減収が見られたが通常災害で 6 戸（戸数被害率 3.3%）に対し 6 万円（金額被害率 0.7%）の支払となった。

キウイフルーツは、夏場の高温乾燥により肥大が抑制され小玉傾向となったものの、深い被害には至らず、通常災害となり 3 戸（戸数被害率 16.7%）に対して 59 万円（金額被害率 4.6%）の支払を 3 月に予定している。

うんしゅうみかんは、特定危険方式では無被害となったが、半相殺方式において獣害（猪）が発生し、1 戸（戸数被害率 2.9%）に対して、22 千円（金額被害率 0.1%）の支払を 3 月に予定している。

#### 大豆（29年産）共済

台風18号（平成29年9月）による圃場の埋没等の発生に加えて10月の台風（21号、22号）により根腐れや生育悪化をもたらした。

これらのことから、異常災害となり61万円の赤字を生じている。

共済金支払戸数	239戸（戸数被害率47.4%）
支払共済金	2,945万円（金額被害率11.1%）

## (2) 資産共済

### 家畜共済

牛の死産事故は2,661頭（前年より116頭増）、肉豚の死亡事故は10,505頭（前年より659頭減）、支払共済金4億6,750万円（前年より4,009万円の増）の見込みで、共済金の増額は評価額増に伴うものとなっている。

病傷事故は、35,612件（前年対比574件増）で支払共済金3億8,117万円（前年対比154万円の増）と前年並みを見込むが、掛金率が20%下がったことにより、事業収支は2,800万円の赤字見込みとなっている。

### 園芸施設共済

台風の接近は数多くあったものの被害程度は浅く、250棟（前年対比80棟の減）、1,600万円（前年対比559万円減）の支払見込みとなり、4,055万円の黒字を見込んでいる。

### 建物共済

全焼事故の発生が少なかったこと及び自然災害等の被害が低かったことにより、事故130件（前年対比152件の減）、共済金1億2,240万円（前年対比1億1,980万円減）の支払見込みとなり、2億4,950万円の黒字を見込んでいる。

### 農機具共済

接触・異物の巻きこみ等の事故が発生しているものの、全損事故の発生が例年より少ないため、事故台数140台（前年対比12台増）、共済金2,820万円（前年比130万円増）の支払見込みとなり、1,754万円の黒字を見込んでいる。

参考 1 収穫共済事業実績 (引受計画変更後)

支所	目的	30年度計画		30年度実績見込み		29年度実績		計画達成率		前年対比		備 考
		引受数量 a	共済金額 千円	引受数量 a	共済金額 千円	引受数量 a	共済金額 千円	数量 %	金額 %	数量 %	金額 %	
組合計	水稻	1,948,813	11,598,886	1,955,316	11,657,679	2,001,816	11,807,572	100.3	100.5	97.7	98.7	<p>【農作】 水稻：面積、共済金額ともに事業計画達成の見込み。 麦：事業計画を事業実績見込みとしたことから、計画達成率100%となっている</p> <hr/> <p>・ 水稻は耕作の取止めを理由によりやや減少している。</p> <p>・ 麦は今年度任意加入となり、一部農業者に未加入があるが概ね前年並みの引受到推移した。 但し、引受中収入保険への移行面積は、1,074haに及び全体ではやや減少している。</p>
	麦	349,991	808,828	349,991	808,828	475,450	990,458	100.0	100.0	73.6	81.7	
	果樹	14,855	226,305	14,855	226,305	25,431	493,552	100.0	100.0	58.4	45.9	
	畑作	150,945	250,051	145,228	246,252	151,531	264,721	96.2	98.5	95.8	93.0	
	<b>収穫計</b>	<b>2,464,604</b>	<b>12,884,070</b>	<b>2,465,390</b>	<b>12,939,064</b>	<b>2,654,227</b>	<b>13,556,303</b>	<b>100.0</b>	<b>100.4</b>	<b>92.9</b>	<b>95.4</b>	
東部	水稻	285,830	1,696,226	288,318	1,718,883	292,327	1,726,073	100.9	101.3	98.6	99.6	<p>【果樹】 事業計画を事業実績見込みとしたことから計画達成率100%となっている</p> <p>・ 高齢化による廃業、規模縮小による引受面積減に加えて、掛金・補償内容ともに優位な収入保険へ82haが移行したことから、引受面積は大きく減少した</p> <p>【畑作】 面積・共済金額ともに事業計画に届いていない</p> <p>・ 近年の不作続きとWC Sへの転換が多く、加えて栽培戸数が減少したため。</p>
	麦	40,800	103,504	40,800	103,504	56,329	154,870	100.0	100.0	72.4	66.8	
	果樹	3,167	32,692	3,167	32,692	5,207	93,015	100.0	100.0	60.8	35.1	
	畑作	22,340	54,057	21,937	52,369	22,041	59,162	98.2	96.9	99.5	88.5	
	<b>計</b>	<b>352,137</b>	<b>1,886,479</b>	<b>354,222</b>	<b>1,907,448</b>	<b>375,904</b>	<b>2,033,120</b>	<b>100.6</b>	<b>101.1</b>	<b>94.2</b>	<b>93.8</b>	
中西部	水稻	452,774	2,729,362	455,487	2,771,641	468,142	2,794,081	100.6	101.5	97.3	99.2	<p>【畑作】 面積・共済金額ともに事業計画に届いていない</p> <p>・ 近年の不作続きとWC Sへの転換が多く、加えて栽培戸数が減少したため。</p>
	麦	18,277	39,797	18,277	39,797	21,817	64,106	100.0	100.0	83.8	62.1	
	果樹	3,398	112,395	3,398	112,395	10,322	311,591	100.0	100.0	32.9	36.1	
	畑作	5,951	12,503	6,313	12,237	6,439	14,096	106.1	97.9	98.0	86.8	
	<b>計</b>	<b>480,400</b>	<b>2,894,057</b>	<b>483,475</b>	<b>2,936,070</b>	<b>506,720</b>	<b>3,183,874</b>	<b>100.6</b>	<b>101.5</b>	<b>95.4</b>	<b>92.2</b>	
南部	水稻	545,550	3,346,236	539,517	3,297,718	560,737	3,407,281	98.9	98.6	96.2	96.8	<p>【畑作】 面積・共済金額ともに事業計画に届いていない</p> <p>・ 近年の不作続きとWC Sへの転換が多く、加えて栽培戸数が減少したため。</p>
	麦	40,406	93,003	40,406	93,003	51,009	101,958	100.0	100.0	79.2	91.2	
	果樹	4,734	39,069	4,734	39,069	5,857	37,056	100.0	100.0	80.8	105.4	
	畑作	25,254	30,888	25,780	31,788	25,768	33,135	102.1	102.9	100.0	95.9	
	<b>計</b>	<b>615,944</b>	<b>3,509,196</b>	<b>610,437</b>	<b>3,461,578</b>	<b>643,370</b>	<b>3,579,430</b>	<b>99.1</b>	<b>98.6</b>	<b>94.9</b>	<b>96.7</b>	
北部	水稻	664,659	3,827,062	671,994	3,869,437	680,610	3,880,137	101.1	101.1	98.7	99.7	<p>【畑作】 面積・共済金額ともに事業計画に届いていない</p> <p>・ 近年の不作続きとWC Sへの転換が多く、加えて栽培戸数が減少したため。</p>
	麦	250,508	572,524	250,508	572,524	346,295	669,524	100.0	100.0	72.3	85.5	
	果樹	3,556	42,149	3,556	42,149	4,045	51,890	100.0	100.0	87.9	81.2	
	畑作	97,400	152,603	91,198	149,858	97,283	158,328	93.6	98.2	93.7	94.7	
	<b>計</b>	<b>1,016,123</b>	<b>4,594,338</b>	<b>1,017,256</b>	<b>4,633,968</b>	<b>1,128,233</b>	<b>4,759,879</b>	<b>100.1</b>	<b>100.9</b>	<b>90.2</b>	<b>97.4</b>	

参考 2 資産共済事業実績見込み（引受計画変更後）

支所	目的	30年度計画		30年度実績見込み		29年度実績		計画達成率		前年対比		備 考
		事業計画 頭 棟 台	共済金額 千円	引受規模 頭 棟 台	共済金額 千円	引受規模 頭 棟 台	共済金額 千円	数量 %	金額 %	数量 %	金額 %	
組合計	家 畜	131,932	15,810,201	131,932	15,810,201	124,212	12,676,028	100.0	100.0	106.2	124.7	【家畜】 事業計画を事業実績見込みとしたことから、計画達成率100%となっている。 ・乳牛農家5戸、繁殖農家46戸が廃業している。 ・掛金率の低下による付保割合の増加及び個体評価額の増により共済金額が増加している。
	園 芸	6,743	5,852,994	6,905	6,401,144	7,655	6,894,367	102.4	109.4	90.2	92.8	
	建 物	52,219	547,551,910	52,350	549,182,740	53,823	564,008,130	100.3	100.3	97.3	97.4	
	農機具	4,661	10,280,000	4,658	10,360,890	4,765	10,509,700	99.9	100.8	97.8	98.6	
	<b>資産計</b>	<b>195,555</b>	<b>579,495,105</b>	<b>195,845</b>	<b>581,754,975</b>	<b>190,455</b>	<b>594,088,225</b>	<b>100.1</b>	<b>100.4</b>	<b>102.8</b>	<b>97.9</b>	
東部	家 畜	8,562	1,445,815	8,562	1,445,815	8,240	1,419,796	100.0	100.0	103.9	101.8	・廃業、周年の引受と経年減価による被覆物評価額減少に対する不満を理由に未継続が発生、前年より減少の見込み ・県等の補助事業による新設ハウスの新規引受は増
	園 芸	747	1,140,010	747	1,166,169	858	1,226,812	100.0	102.3	87.1	95.1	
	建 物	8,100	77,800,000	8,156	78,616,520	8,256	79,549,630	100.7	101.0	98.8	98.8	
	農機具	820	1,330,000	839	1,337,970	853	1,337,250	102.3	100.6	98.4	100.1	
	<b>計</b>	<b>18,229</b>	<b>81,715,825</b>	<b>18,304</b>	<b>82,566,474</b>	<b>18,207</b>	<b>83,533,488</b>	<b>100.4</b>	<b>101.0</b>	<b>100.5</b>	<b>98.8</b>	
中西部	家 畜	45,869	8,902,720	45,869	8,902,720	34,546	5,848,305	100.0	100.0	132.8	152.2	・空家、売却、他保険への乗り換えによる減少 ・共済部長、職員等による新規加入、増額の獲得 【農機具】 引受台数は未達成としたが、共済金額では事業計画を達成の見込み。
	園 芸	1,899	1,606,167	1,936	1,692,245	2,177	1,856,296	101.9	105.4	88.9	91.2	
	建 物	10,240	112,300,000	10,240	112,300,000	10,555	115,829,200	100.0	100.0	97.0	97.0	
	農機具	950	2,200,000	950	2,200,000	959	2,243,670	100.0	100.0	99.1	98.1	
	<b>計</b>	<b>58,958</b>	<b>125,008,887</b>	<b>58,995</b>	<b>125,094,965</b>	<b>48,237</b>	<b>125,777,471</b>	<b>100.1</b>	<b>100.1</b>	<b>122.3</b>	<b>99.5</b>	
南部	家 畜	57,847	3,538,329	57,847	3,538,329	62,169	3,504,391	100.0	100.0	93.0	101.0	・共済金額の達成は職員推進の頻繁強化を理由とする。 ・減価償却に伴い共済金額が減少するため、新規加入を獲得することが重要。
	園 芸	3,220	2,148,094	3,404	2,549,723	3,517	2,599,238	105.7	118.7	96.8	98.1	
	建 物	23,615	251,300,000	23,720	252,101,370	24,318	258,882,540	100.4	100.3	97.5	97.4	
	農機具	1,571	3,050,000	1,599	3,163,770	1,640	3,205,550	101.8	103.7	97.5	98.7	
	<b>計</b>	<b>86,253</b>	<b>260,036,423</b>	<b>86,570</b>	<b>261,353,192</b>	<b>91,644</b>	<b>268,191,719</b>	<b>100.4</b>	<b>100.5</b>	<b>94.5</b>	<b>97.5</b>	
北部	家畜	19,654	1,923,337	19,654	1,923,337	19,257	1,903,536	100.0	100.0	102.1	101.0	
	園芸	877	958,723	818	993,007	1,103	1,212,021	93.3	103.6	74.2	81.9	
	建物	10,264	106,151,910	10,234	106,164,850	10,694	109,746,760	99.7	100.0	95.7	96.7	
	農機具	1,320	3,700,000	1,270	3,659,150	1,313	3,723,230	96.2	98.9	96.7	98.3	
	<b>計</b>	<b>32,115</b>	<b>112,733,970</b>	<b>31,976</b>	<b>112,740,344</b>	<b>32,367</b>	<b>116,585,547</b>	<b>99.6</b>	<b>100.0</b>	<b>98.8</b>	<b>96.7</b>	

平成30年度家畜診療所実績見込み

(単位：千円)

科 目	予算額 (A)	実績見込 (B)	増減(△) (B) - (A)	摘要
病傷事故診療収入	8,984	12,965	3,981	
病傷事故外診療収入	9,792	14,431	4,639	
家畜共済掛金乙額	268,940	266,724	△ 2,216	
家畜受取補助金	0	0	0	
業務勘定受入	1,282	1,282	△ 0	
雑収入	2,628	2,498	△ 130	
家畜雑利益	0	0	0	
収入合計	291,626	297,900	6,274	

診療人件費				
職員給料手当	33,674	34,048	374	
法定福利費	6,469	5,915	△ 554	
厚生福利費	49	40	△ 9	
退職給付引当金繰入	0	0	0	
小計	40,192	40,003	△ 189	
往診旅費	0	0	0	
一般旅費	0	0	0	
診療補填金	237,871	237,159	△ 712	
嘱託獣医費	0	0	0	
診療所維持費				
賃借料	0	0	0	
事務費	672	629	△ 43	
光熱水費	385	380	△ 5	
保険料	220	191	△ 29	
公課費	200	227	27	
修理費	358	348	△ 10	
小計	1,835	1,774	△ 61	
往診費	2,168	2,154	△ 14	
賃借料	1,678	1,427	△ 251	
嘱託診療費	0	0	0	
医療品消耗費	11,300	14,854	3,554	
委託費	178	230	52	
車両リサイクル費	0	0	0	
雑費	0	0	0	
減価償却費	951	981	30	
家畜リース資産除去損	0	0	0	
家畜リース債務解約損	0	0	0	
家畜減損損失	0	0	0	
家畜雑損失	0	1,030	1,030	
予備費(不足金)	△ 4,547	0	4,547	
支出合計	291,626	299,611	7,985	
過不足	0	△ 1,711	△ 1,711	

## 報告事項 2 平成 31 年度事業計画素案（骨子）について

平成 31 年度事業計画素案（骨子）並びに業務収支予算素案（骨子）を次の通り設定することを総代会に報告する。

### 平成 31 年度事業計画素案（骨子）

#### 1. 収穫共済

水稻共済は、31 年産から任意加入とするため、これに伴う無保険者を無くす取組みに努めること。その具体的引受目標は、前年引受面積から収入保険移行分を差し引いた面積の概ね 80%の引受目標面積とする。（対前年 71.4%）

#### 【具体的取組み】

- (1) 事前取組みとして、現在の加入者に対し水稻共済加入に向けた意向調査を実施、次の対応を行う。
  - ①加入意向の薄い農業者（回答：検討する）には職員による全戸の加入推進を実施する。
  - ②加入意向の無い（回答：加入しない）大規模農業者には職員による戸別訪問での加入推進を実施する。
  - ③意向調査未回答中の大規模農業者には職員による戸別訪問での加入推進を実施する。
  - ④地域インデックス方式での加入を望む農業者には、戸別による制度説明を行う。
- (2) 水稻共済の加入意思確認は 4P（営農計画書等）で行うことから、地域再生協議会開催の営農計画作成説明会にて共済加入を周知する。4P 配布時には NOSAI の損害防止事業及び水稻共済推進用リーフレットを添付する。
- (3) 任意加入では共済掛金が期日内未納の場合、共済関係が解除となる旨踏まえ対処措置を講ずる。（納期日の再周知並びに事前振替等の措置）

麦共済は、栽培全戸へ戸別の加入推進を行っていることから、概ねの継続加入を確保するものとし、31 年産の引受面積から収入保険への移行予定分を除いた面積を目標とする。（対前年 76.9%）

果樹共済は、収入保険が優位であることから、青色申告農業者には引続いて収入保険での加入を推進する。白色農業者には、職員の戸別訪問により地域インデックス方式の利点を説明推進し、共済制度での推進目標は収入保険移行分を勘案した面積を引受目標面積とする。(対前年 90%)

畑作物共済は、栽培全戸の戸別訪問で加入推進を行っていることから、概ねの継続加入が見込まれるが、大規模農家、農業法人等について収入保険への移行も相当数発生すると考え、30年産引受面積から収入保険への移行予定分を除いた面積を目標とする。(対前年 51.4%)

## 2. 資産共済

家畜共済は、31年1月より死廃と病傷が分離されたことから、補償の充実を目標として、前年の掛金総額をベースに補償内容を農業者に提示、死廃・病傷セットでの加入推進を実施する。

特に牛の引受率は90%を超えるが子牛選択が少ないこと、豚の引受率が50%であることを課題に未加入者に対し新規の加入推進を行う。

園芸施設共済は、原則1年間の引受となること（掛金が高くなる）及び被覆物の経年減価率（2年目50%、3年目以降25%）適用に対する拒否反応が強いこと等から引受の棟数計画をやや減とするが、補償の充実を目的にオプション（撤去費用、復旧費用）での加入推進目標を30年度加入の1.5倍とする。

建物共済は、空き家の増加により加入の途中解約が多く、今後も一定数が見込まれるが、収入保険の推進で新たな加入資源（推進対象の農家）が掘起されたことから補償の充実に向け共済金額では対前年98%を目標とする。  
加えて火災共済から総合共済への移行推進と特約（小損害実損填補特約）推進を前年2倍の目標とする。

農機具共済は、概ね全てが職員推進の引受であること、収入保険の推進と合わせての個別推進も可能であることから、引受台数目標を前年比105%の目標とする。

### 共済事業の種類別引受計画（素案）の一覧

共済目的	事業規模			共済金額		
	30年度見込	31年度計画	前年対比	30年度見込	31年度計画	前年対比
	(ha 頭棟)	(ha 等)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
水 稻	19,553	13,956	71.4	11,657,679	8,485,993	72.8
麦	3,500	2,692	76.9	808,828	618,728	76.5
果 樹	149	134	90.0	226,305	203,675	90.0
畑 作	1,452	747	51.4	246,252	124,831	50.7
家 畜	131,932	178,369	135.1	15,810,201	17,587,904	111.2
園 芸	6,905	6,600	95.6	6,401,144	5,953,064	93.0
建 物	52,350	51,303	98.0	549,182,740	538,199,085	98.0
農機具	4,658	4,891	105.0	10,360,890	10,713,308	103.4
合 計	—	—		594,619,933	581,886,580	97.9

## 平成 31 年度 業務収支予算明細書(案)

業務収支予算書

### 1 収入の部

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 (△印減)	備 考
	千円	千円	千円	
前期繰越業務残金	20,791	73,530	△ 52,739	
前期防災事業繰越残金	5,937	4,434	1,503	
受 取 補 助 金	615,497	686,818	△ 71,321	
国 費 補 助 金	614,497	685,818	△ 71,321	
一般事務費	613,893	685,050	△ 71,157	前年度当初予算額 682,104千円×90%=613,893千円
家畜特損事業費	604	768	△ 164	
県 費 補 助 金	1,000	1,000	0	
一般事務費	1,000	1,000	0	
			0	
賦 課 金	116,293	128,454	△ 12,161	
事務費賦課金	116,293	128,454	△ 12,161	
水稻共済割	38,949	54,583	△ 15,634	水 稻 単 価
				5ha以下 10 a 当り 300 円
				5ha超える 10 a 当り 200 円
				全相殺 10 a 当り 200 円
				米粉用 10 a 当り 200 円
				飼料用 10 a 当り 100 円
麦共済割	6,450	10,502	△ 4,052	麦 10 a 当り 300 円
家畜共済割	56,190	48,373	7,817	死廃(事故除外なし)牛・馬1頭当り 600 円
				〃 種豚1頭当り 200 円
				〃 肉豚1頭当り 50 円
				死廃(事故除外あり)2号口牛・馬1頭当り 400 円
				〃 種豚 1頭当り 150 円
				〃 1号、2号イ牛・馬 1頭当り 100 円
				〃 2号イ 種豚 1頭当り 30 円
				〃 3号 肉豚 1頭当り 10 円
				病傷 牛・馬 1頭当り 600 円
				病傷 種豚 1頭当り 250 円
果樹共済割	398	297	101	収 穫 10 a 当り 300 円
畑作物共済割	2,031	1,509	522	大 豆 10 a 当り 300 円
園芸施設共済割	8,001	8,544	△ 543	ガラス室 I, II 1棟当り 1,500 円
				プラスチック I, II 600 円
				プラスチック III, IV (甲・乙) V 〃 1,500 円
				プラスチック VI 〃 400 円
				プラスチック VII 〃 600 円
				面積割 (100㎡当たり) 250 円
組合員割	4,274	4,646	△ 372	組合員 1人当り 200 円

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	増 減 (△印減)	備 考
	千円	千円	千円	
受 託 収 入	70,000	30,283	39,717	
損 害 防 止 収 入	37,333	36,509	824	
受 取 利 息	113,870	114,306	△ 436	有価証券 113,693,000 円 定期預金 177,000 円
事 業 勘 定 受 入	362,137	354,911	7,226	
農作物共済勘定受入	31,268	58,503	△ 27,235	一般損害防止事業
家畜共済勘定受入	11,392	11,550	△ 158	一般、特別損害防止事業
果樹勘定受入	669	1,364	△ 695	一般損害防止事業
任意共済勘定受入	280,715	283,494	△ 2,779	
家畜診療所勘定受入	38,093		38,093	
拋出金払戻準備金戻入	0	0	0	
業 務 雑 収 入	2,633	7,522	△ 4,889	督促手数料・実測米収入・駐車場貸与収入等
建 設 引 当 金 戻 入	0	9,792	△ 9,792	
修 繕 引 当 金 戻 入	0	4,277	△ 4,277	
更 新 引 当 金 戻 入	0	3,381	△ 3,381	
業 務 引 当 金 戻 入	70,000	0	70,000	
事務機械化準備金戻入	7,776	9,296	△ 1,520	クライアント更新費等
仮 渡 準 備 基 金 戻 入	0	0	0	
退職給与金施設預託金 付加金収入	13,323	16,113	△ 2,790	
退職給与金施設転貸福 祉貸付受取利息	228	228	0	
有 価 証 券 処 分 益	0	0	0	
業 務 財 産 処 分 益	0	0	0	
業 務 雑 利 益	0	0	0	
業務繰延不足金繰入	0	0	0	
合 計	1,435,818	1,479,854	△ 44,036	

2 支出の部

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	増 減 (△印減)	備 考
前期繰越業務不足金	千円 0	千円 0	千円 0	
人 件 費	1,078,259	1,080,207	△ 1,948	
役員報酬	9,228	9,228	0	組 合 長(年) 3,000,000 円 副組合長(年) 500,000 円 理 事(年) 300,000 円 × 14 人 = 4,200,000 円 代表監事(年) 350,000 円 監 事(年) 300,000 円 × 2 人 = 600,000 円
顧問料	324	324	0	弁護士顧問料 324,000 円
職員給料手当	826,975	865,234	△ 38,259	
法定福利費	152,774	153,331	△ 557	健康保険 49,344,201 円 厚生年金 79,486,199 円 労働保険 8,178,369 円 児童手当拠出金 2,494,817 円 特例業務負担金 13,253,948 円 石綿拠出金 16,702 円
厚生福利費	5,813	5,831	△ 18	
退職給付引当金繰入	51,416	16,113	35,303	
退職給与金	113,054	217,358	△ 104,304	
(-) 退職給付引当金戻入	△ 113,054	△ 217,358	104,304	
賃 金	31,729	30,146	1,583	嘱託(再雇用、一般)、臨時職員
旅 費 交 通 費	6,939	7,012	△ 73	
役員旅費交通費	1,771	1,643	128	
職員旅費交通費	5,168	5,369	△ 201	
事 務 費	29,482	33,781	△ 4,299	
通信運搬費	12,695	13,752	△ 1,057	電話料・FAX・後納郵便料等
図書印刷費	4,994	6,221	△ 1,227	資料・封筒等 印刷代 外
消耗品費	4,879	7,291	△ 2,412	事務用品代・インクトナー外
手数料	6,914	6,517	397	振替送金手数料・残高証明手数料外、ネットバンク基本料
業 務 費	57,213	54,682	2,531	
会議費	452	676	△ 224	通常総代会等経費
交際費	476	466	10	
講習会費	963	1,008	△ 45	共済部長研修・役職員研修等
支払利息	0	0	0	
委託費	13,454	14,427	△ 973	システムプログラム共同開発・土壌検定委託費等
報酬	33,572	34,001	△ 429	共済部長手当等
委員等旅費	8,251	4,059	4,192	総代・共済部長等旅費
諸謝金	45	45	0	講師謝金等

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	増 減 (△印減)	備 考
	千円	千円	千円	
<b>普 及 推 進 費</b>	<b>52,278</b>	<b>63,099</b>	<b>△ 10,821</b>	
広報費	5,378	5,218	160	広報紙・取材費等
事業奨励費	46,900	57,881	△ 10,981	建物推進費・表彰経費等
<b>施 設 費</b>	<b>52,606</b>	<b>57,436</b>	<b>△ 4,830</b>	
光熱水費	6,919	7,272	△ 353	電気・水道・ガス代等
備用品費	8,364	8,704	△ 340	クライアント更新費用・清掃用品等
燃料費	9,015	9,952	△ 937	公用車ガソリン代等
賃借料	13,887	14,234	△ 347	公用車・事務機器リース料外
修繕維持費	11,329	14,278	△ 2,949	会館維持・警備・浄化槽維持管理・公用車修理代等
保険料	3,092	2,996	96	事務所火災保険料・公用車任意保険料等
車両リサイクル費	0	0	0	
<b>損 害 評 価 費</b>	<b>40,363</b>	<b>34,170</b>	<b>6,193</b>	
報酬	31,219	23,657	7,562	共済目的別評価会委員・評価員報酬
旅費	2,409	2,519	△ 110	共済目的別評価会委員・評価員旅費
会議費	364	404	△ 40	損害評価会等会場使用料
賃金	0	0	0	
賃借料	286	309	△ 23	モデル園地借上料・レンタカー代
燃料費	1,782	1,815	△ 33	損害状況見回・実測米乾燥燃料代等
実測費	994	1,046	△ 52	
実測賃金	710	730	△ 20	実測、乾燥調整人夫賃
実測旅費	0	0	0	
自動車使用料	284	316	△ 32	公用車燃料費
実測器具購入費	0	31	△ 31	実測用鎌等
雑費	3,309	4,389	△ 1,080	団体障害保険料・実測謝礼品代等
<b>損 害 防 止 費</b>	<b>80,972</b>	<b>94,200</b>	<b>△ 13,228</b>	
薬剤費	19,470	27,853	△ 8,383	水稲、果樹、家畜一般薬剤費等
賃借料	0	0	0	
燃料費	144	174	△ 30	動噴オイル、損防車燃料
器具購入費	22,173	27,878	△ 5,705	獣害対策電気柵等
修理費	2,037	3,285	△ 1,248	動噴修理・無人ヘリ点検、修理代
委託費	34,786	32,364	2,422	無人ヘリ防除委託料
雑費	2,362	2,646	△ 284	無人ヘリ保険料・動噴部品送料等
<b>損 害 防 止 事 業 負 担 金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
水稲一般損防事業	0	0	0	
家畜特定損防事業	0	0	0	
<b>諸 税 負 担 金</b>	<b>12,035</b>	<b>12,170</b>	<b>△ 135</b>	
公課費	3,963	4,008	△ 45	固定資産税、法人税、消費税等
協会負担金	4,657	4,657	0	一般会費、建物共済割等
団体支払賦課金	0	0	0	
関係団体負担金	3,415	3,505	△ 90	各種協議会会費・負担金等

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	増 減 (△印減)	備 考
	千円	千円	千円	
事業勘定繰入	1,007	1,282	△ 275	家畜特損事業
業務雑費	1,440	1,869	△ 429	放送受信料・各生産組織出席負担金等
建設引当金繰入	0	0	0	
修繕引当金繰入	0	0	0	
更新引当金繰入	0	0	0	
業務引当金繰入	0	0	0	
事務機械化準備金繰入	0	0	0	
仮渡準備基金繰入	0	0	0	
固定資産自己財源取得費	0	27,730	△ 27,730	
外部出資費	0	0	0	
有形固定資産取得費	0	27,730	△ 27,730	
無形固定資産取得費	0	0	0	
リース資産除去損	0	0	0	
リース債務解約損	0	0	0	
退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息	228	228	0	
有価証券処分損	0	0	0	
有価証券評価損	0	0	0	
業務財産処分損	0	0	0	
業務雑損失	0	0	0	
業務繰延残金繰入	0	0	0	
計	1,412,822	1,467,866	△ 55,044	
予備費	22,996	11,988	11,008	
<b>合 計</b>	<b>1,435,818</b>	<b>1,479,854</b>	<b>△ 44,036</b>	

## 平成 31 年度 家 畜 診 療 所 予 算 ( 案 )

### 1 収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (△) (A) - (B)	摘要
病傷事故診療収入	22,659	8,984	13,675	
病傷事故外診療収入	13,413	9,792	3,621	
家畜共済掛金乙額	-	268,940	△ 268,940	
診療雑収入	2,498	2,628	△ 130	
診療所貸倒引当金戻入	0	0	0	
診療所受取補助金	0	0	0	
業務勘定受入	1,964	1,282	682	
家畜共済勘定受入	190,667	0	190,667	
診療所財産処分益	0	0	0	
診療所雑利益	0	0	0	
収入合計	231,201	291,626	△ 60,425	

## 2 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (△) (A) - (B)	摘要
診 療 人 件 費				
職員給料手当	30,837	33,674	△ 2,837	
法定福利費	5,351	6,469	△ 1,118	
厚生福利費	59	49	10	
退職給付引当金繰入	38,093	0	38,093	
小計	74,340	40,192	34,148	
往 診 旅 費	0	0	0	
一 般 旅 費	0	0	0	
診 療 補 填 金		237,871	△ 237,871	
嘱 託 獣 医 費	0	0	0	
診 療 所 維 持 費				
賃借料	0	0	0	
事務費	576	672	△ 96	
光熱水費	376	385	△ 9	
保険料	173	220	△ 47	
公課費	200	200	0	
修理費	348	358	△ 10	
小 計	1,673	1,835	△ 162	
往 診 費	2,168	2,168	0	
賃 借 料	1,678	1,678	0	
嘱 託 診 療 費	0	0	0	
医 療 品 消 耗 費	15,600	11,300	4,300	
委 託 費	194	178	16	
車 両 リ サ イ ク ル 費	0	0	0	
雑 費	0	0	0	
減 価 償 却 費	681	951	△ 270	
診療所リース資産除去損	0	0	0	
診療所リース債務解約損	0	0	0	
診療所貸倒引当金繰入				
診療所支払利息				
業 務 勘 定 繰 入				
建設引当金充当繰入				
修繕引当金充当繰入				
更新引当金充当繰入				
小 計	0	0	0	
診療所財産処分損				
診療所貸倒損失				
診療所減損損失	0	0	0	
診療所雑損失	0	0	0	
予 備 費 ( 不 足 金 )	134,867	△ 4,547	139,414	
支 出 合 計	231,201	291,626	△ 60,425	
過 不 足	0	0	0	

## 報告事項 3 建物共済連合会等保有責任部分に係る再保険事業の仕組みについて

### 1. 報告の前提

#### (1) 農業共済組合の実施する建物共済の現状

##### ①事業実施

ア 建物共済は、農業共済制度実施の後、昭和 25 年に事業を開始、現在その総契約額〔平成 29 年度共済金額〕は、NOSAI 団体全体で約 40 兆 4 千億円としている。

他方、建物共済事業に係る例年の支払共済金の規模は 130 億円程度。

※ 平成 30 年 12 月 31 日：現在の建物共済未実施道県 北海道・和歌山県のみ。

イ 組合の実施する建物共済（建物短期共済：契約期間 1 年以内）は、全国共済農業協同組合連合会（JA 全共連）を元受とする契約事業であり、引受の一定割合を責任部分として、JA 全共連に再共済している。

##### ②再保険措置

組合は JA 全共連との事業基本契約に関し、火災事故等（落雷事故などの拡張担保を含む）、自然災害事故（地震を除く。）の再共済責任割合を 30%、地震事故の再共済責任割合を 50%とする再共済責任割合を締結している。

③農業保険法（旧農業災害補償法）の定めにより組合の建物共済に係る再保険契約（再保険先）は JA 全共連のみと成っている。

#### ※ 連合会等の保有責任

- i 連合会等とは、各県等連合会及び特定組合をいう。
- ii 火災事故等、自然災害事故の再共済責任割合を 30%、地震事故の再共済責任割合を 50%とする場合、各県連合会等の単独責任額は、火災事故等、自然災害事故（地震を除く。）の場合残り 70%、地震事故の場合残り 50%が単独の責任額となる。  
大分県の場合、総合共済：共済金額（契約額：平成 29 年度実績）483 億円、地震事故で 100 億円程度の災害が発生した場合、組合の単独支払責任額は 50 億円となる。  
但し、平成 29 年度末の法定積立金並びに特別積立金は合計で約 33 億円に過ぎない。

## (2) 建物共済に関する国の指導

建物共済に関する補償能力充実措置の検討を示唆

ア 東日本大震災を機に組合の持つ支払能力（担保力）を高める必要が生じていること。

東日本大震災の支払に関し、総務省及び農林水産省は損保及び共済保険各団体等に保険金額並びに共済金額の削減を行わないよう要請し、事実関連団体は削減を行っていない。

イ 農林水産省は、組合の実施する建物短期共済の仕組み改定について、担保力に充実の無い場合、JA 全共連と同一約款での改定並びに事業実施を認めない方針を指導している。

## (3) JA 全共連の出再保険規模の拡大要請に対し

現行、JA 全共連との事業基本契約に締結の火災事故等、自然災害事故（地震を除く。）再共済責任割合 30%並びに地震事故の再共済責任割合 50%の再保険割合を現在率以上に拡大実施しない。

## (4) 建物共済に係る連合会等保有責任部分の検討

平成 29 年度以降、全国農業共済協会（NOSAI 協会）に設置の建物・農機具共済委員会〔建物・農機具共済専門員会〕において、新たな保有責任の充実に向けた検討を逐次行い、平成 30 年 12 月、建物・農機具共済委員会において、一定の方向性を確認している。

### 確認の主要部

①建物共済の連合会等保有責任部分に関し、JA 全共連と別の再共済システムを構築、その出再先（再保険責任先）を全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）とする。

②新たな出再システムによる事業開始は、平成 32 年 4 月 1 日とする。

③出再団体に関する認可の必要上、再保険開始当初のソルベンシーマージン資金（自己資本率 200%）額は、概算 222 億円とする。当該資金は、NOSAI 団体からの預け入れ金を予定し、平成 32 年 1 月から 3 月の間に預け入れを完了する。

